

石川県中央会 会報 特集号

目 次

中小企業等関係法制度改正の動き

- ◆「個人情報の保護に関する法律」平成17年4月から全面施行！
 - 個人情報取扱事業者の義務の概要 2
 - お知らせ：中央会「個人情報漏えい賠償責任保険制度」のご案内 6
- ◆平成17年度中小企業関係税制改正の概要
 - 1. 創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化 8
 - 2. 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等 9
 - 3. エンジェル税制の延長 10
 - 4. 人材投資促進税制の創設 10
 - 5. その他の主な中小企業関連税制 13
- ◆会社法改正案の概要
 - 1. 主な改正内容 17
 - 2. 新会社法のポイント 17
- ◆商業法人オンライン登記申請制度について 19
- ◆入管法の改正で不法滞在外国人の対策強化！ 25

中央会からのお知らせ

- ◆平成16年分確定申告についてお知らせ（金沢税務署） 27
- ◆個別専門相談室開催のご案内 30
- ◆平成17年度「中小企業会計啓発・普及セミナー」開催者の募集（中小機構） 31
- ◆65歳継続雇用達成事業のご案内 32
- ◆県内の情報連絡員報告（12月、1月） 34

組合情報相談コーナー

- ◆法律問題 42
- ◆税務・経営問題 44
- ◆下請法クイズ 46

「個人情報保護に関する法律」平成17年4月から全面施行！

1. 個人情報保護の必要性

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取り扱い、今後ますます拡大していくと予想されますが、個人情報は、その性質上、いったん誤った取り扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

実際、企業から顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として平成15年5月に「個人情報保護に関する法律」が成立し、公布されました。この法律における民間の事業者（個人情報取扱事業者）の義務は、平成17年4月1日から施行されます。

個人情報保護法とは

この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。個人情報を取得し取り扱う事業者に対し、守らなくてはならない義務を定め、それに違反した場合には行政機関が処分を行うこととなります。

官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取り扱いのルールの部分から構成されています。この法律の仕組みは、事業者が各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

2. 個人情報取扱事業者の義務の概要

①利用目的の特定、利用目的による制限

- ◇個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
- ◇特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

②適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

- ◇偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。
- ◇個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知し又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

③正確性の確保

- ◇利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。
- ※個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことです。

④安全管理措置

- ◇個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ◇安全に個人データを管理するために、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ◇個人データの取り扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



⑤第三者提供の制限

- ◇あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
- ◇本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能です（オプトアウトの仕組み）。
- ◇委託の場合、合併等の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は、第三者提供とはみなされません。

⑥開示、訂正、利用停止等

- ◇保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態に置かなければなりません。
- ◇本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。
- ◇保有個人データの内容に誤りがあるときは、本人の求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。
- ◇保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。

※保有個人データとは、個人データのうち開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する個人データのことです。

⑦苦情の処理

- ◇本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。
- ◇本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等必要な体制を整備しなければなりません。

※参考※

【OECD 8 原則】

個人情報保護に関する取り組みの基本になるものとして、1980年のOECD（経済協力開発機構）プライバシーガイドラインにおいて、以下の8原則が示されています。個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務規定は、わが国の実情に照らしてこの8原則を具体化したものとなっています。

- ①収集制限の原則 ②データ内容の原則 ③目的明確化の原則 ④利用制限の原則
- ⑤安全保護の原則 ⑥公開の原則 ⑦個人参加の原則 ⑧責任の原則

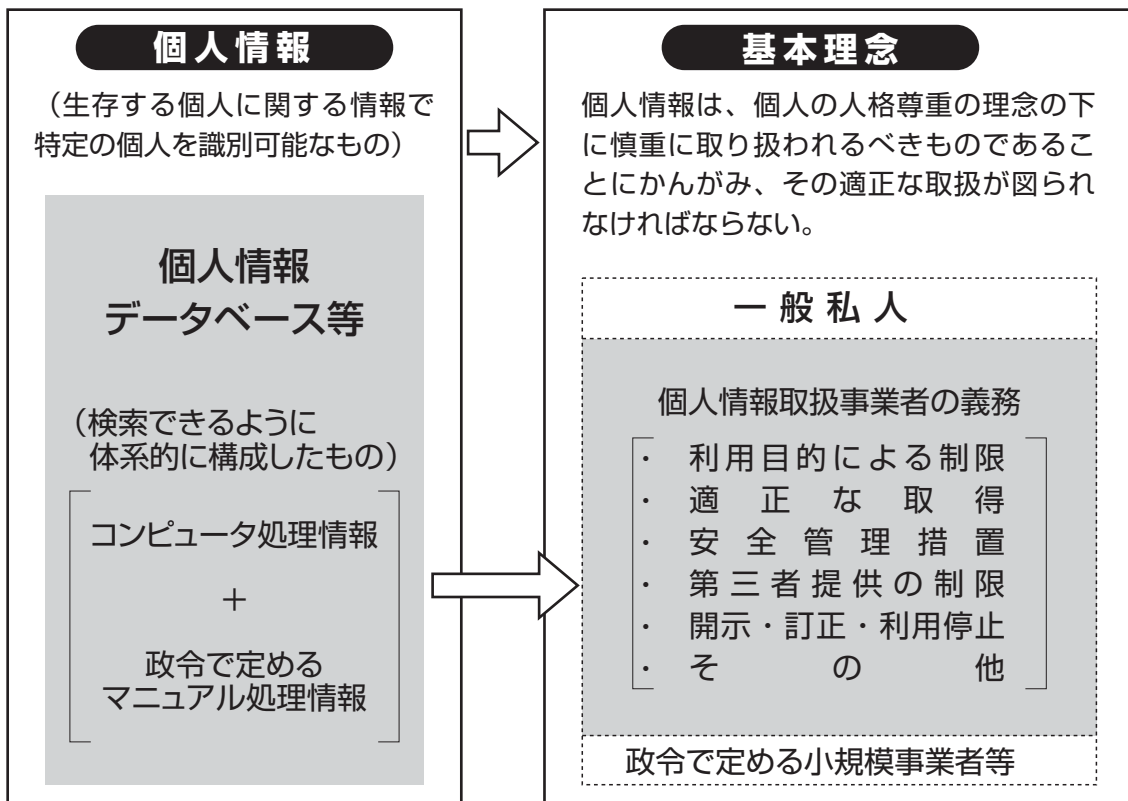
【義務の適用除外】

憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）に関わる以下の主体が以下の活動を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用されません。

- ①報道機関 報道活動 ②著述を業として行う者 著述活動
- ③学術研究機関・団体 学術活動 ④宗教団体 宗教活動
- ⑤政治団体 政治活動

報道機関には、放送機関、新聞社、通信社のほか報道を業として行う出版社も含まれ、報道活動のため個人情報を取り扱う場合は適用除外の対象となります。また、著述を業として行う出版社が著述活動のため個人情報を取り扱う場合も、適用除外の対象となります。

対象となる個人情報、事業者の範囲等



認定個人情報保護団体とは

認定個人情報保護団体制度の目的は、事業者による苦情処理の取り組みを補完し、苦情の自主的な解決を図るため、主務大臣が民間の団体（事業者団体等）を認定することにより、その業務について消費者からの信頼を確保することにあります。

認定団体は、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情の処理、ガイドライン等の作成、公表、対象事業者への情報の提供などの業務を行うこととなります。

認定を受けるためには、主務大臣に申請を行い、一定の基準を満たせば認定を受けることができます。

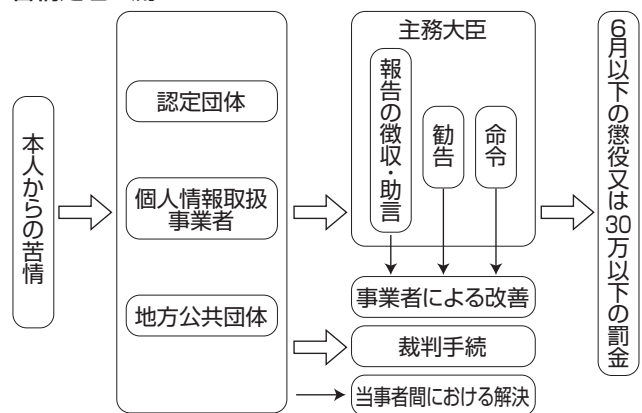
この法律に違反すると…

本人からの苦情は、事業者自身による苦情処理や、地方公共団体による苦情のあっせん等により解決が図られることとなります。それでも解決が図られないような場合は、本人は裁判手続きにより解決を図ることもできます。

また、個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取り扱いを行っている場合には、

事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

苦情処理の流れ



施行前と施行後のちがい

法制化に伴い個人情報の捉え方と対処方法は大きく変化します。

	施行前	施行後
企業が集めた顧客情報	「企業の財産」「営業秘密」として保護されている。	「個人情報」という認識がプラスされる。企業の財産として自由に取扱うことはできない。
個人情報の開示	個人情報の開示請求権は一般的には認められない。	開示の義務がある。
公開情報の利用	本人に対して何もしなくてよい。	利用目的を本人に通知し、または公開しなければならない。
情報漏洩	民事の損害賠償請求	民事での損害賠償請求プラス行政処分

個人情報保護法
2005年4月1日
完全施行

中央会の会員団体および所属員事業者の皆様へ 個人情報漏えい対策は 万全ですか？

個人情報漏えい事例

業 種	流出規模	内 容
製 造 業	顧客データ 7万5千件	サンプル商品の申込受付業務を請け負ったマーケティング代行会社から顧客名簿が名簿業者に流出。名簿業者に、同社以外にこの代行会社が受付業務を行っていた数社の顧客と見られる情報を含め、10万件以上の個人情報が渡っていたことから、情報が代行会社の内部から不正に持ち出された可能性がある。
医 療 機 関	患者情報の流出	病原性大腸菌O157に感染し、国立医科大付属病院で治療を受けた40代の女性の個人情報が外部に流出した。情報漏れは、患者の氏名、年齢、住所、家族名が記載されたワープロ書きのピラで、患者名が記されていた。
ネット関連業	顧客データ 460万件	自社が運営するブロードバンドサービスの顧客情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス等）が記録されたDVDにより、同社代理店の役員3名が同社を恐喝。全会員に対して500円相当の金券等送付等の対応により、対応コストは約40億円。
金 融 業	顧客データ 約2万人分	流出した顧客情報が名簿業者に持ち込まれ名簿業者が金融機関を恐喝未遂。派遣社員がデータをフロッピーディスクに記録して盗み出した金融機関の顧客約2万人分の個人データなどを20万円で売却。業者が金融機関の社員を恐喝。
自動車販売店	顧客データ 500件	個人情報に記載された懸賞の応募券500枚強が紛失していたことがわかった。委託先企業が誤って廃棄したものと思われる。

万一、個人情報漏えい事故が発生したら……

顧客情報（氏名・年齢・性別・住所等記載の名簿3,000人分）を、自社従業員が不正に持ち出し転売してしまった。身に覚えのない業者からの電話勧誘を不審に思った顧客からの通報により漏えいが発覚した。直ちに謝罪広告などの対応を行ったが、漏えいをされた顧客の一部（1,000人）から、「執拗な電話勧誘によりプライバシーを著しく侵害された」として、損害賠償請求を提起され、実害が大きいと判断された賠償金として300人に対しては1人あたり10万円、その他700人については1人あたり1万円を支払うこととなった。また、残りの2,000人に対しては見舞い金としてそれぞれ500円・合計100万円、全国紙に謝罪広告を掲載したための広告費が500万円、弁護士費用が200万円かかった。

損害額

- 損害賠償金…………… (10万円 × 300人) + (1万円 × 700人) = 3,700万円
- 見舞金費用…………… 500円 × 2,000人 = 100万円
- 謝罪広告費用…………… 500万円
- 弁護士費用…………… 200万円

合計 = 4,500万円

中央会の

個人情報漏えい 賠償責任保険

特長

リスク診断サービス付(無料)

個人情報保護法に対応

全国制度による団体割引適用

リスク診断結果のご提供までの流れ

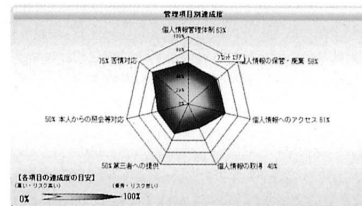
このリスク診断では個人情報の漏えいリスクならびに個人情報保護対策に関する質問にお答えいただくことにより総合的な評価と管理対策別詳細コメントを「個人情報管理リスク評価報告書」としてご提供申しあげます。

貴社より
個人情報管理
チェックリストの
ご提出

ご記入内容に
基づき
リスク診断

個人情報管理
リスク評価報告書
のご提供

個人情報管理リスク評価報告書<記載例>



対象となる個人情報漏えい

対象となる個人情報

生存する個人に関する情報（貴社の役員および使用人等に関する情報は含みません。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいいます。ただし日本国内に所在する、または所在した個人情報に限ります。

個人情報漏えいの原因

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 外部からの攻撃
▶ 不正アクセス、ウイルス等 | 過失
▶ セキュリティ設定ミス、単純ミス |
| 委託先
▶ 委託先での個人情報漏えい | 内部犯罪
▶ 従業員・派遣社員・アルバイト等 |

全ての原因が対象

個人情報の保管方法

- | |
|-------------------------------------|
| 電子データベース
▶ サーバー、ファイル等 |
| 紙ベース
▶ 紙のリスト、申込書、アンケート用紙等 |

紙ベースの個人情報の漏えいも対象

保険料例

業種	年間売上高	賠償限度額		免責	保険料※
		賠償	費用		
印刷業	1億円	1,000万円	100万円	10万円	約4万円
貸家・貸店舗業	5,000万円	1,000万円	100万円	10万円	約3万円
医院・診療所	3億円	5,000万円	500万円	10万円	約15万円
レンタル店	5,000万円	5,000万円	500万円	10万円	約10万円
自動車整備業	1億円	5,000万円	500万円	10万円	約10万円

※ 保険料のお支払は年払いのみとなります。

お申し込みと加入期間

	通常加入	中途加入
加入申込	2004年12月10日 ～1月31日まで	2005年2月1日以降 12月末まで
保険料振替日	2005年4月25日	中途加入申込月の 3ヶ月後の23日
加入(補償)期間	2005年3月25日午後4時 ～2006年3月25日午後4時	加入申込日の月の 2ヶ月後の25日午後4時 ～2006年3月25日午後4時

※ 例：加入申込月：2月→保険料振替日5月23日
→保険の加入期間4月25日午後4時より2006年3月25日午後4時

引受保険会社（2004年度）（五十音順）

あいおい損害保険株式会社
株式会社損害保険ジャパン

東京海上日動火災保険株式会社
日本興亜損害保険株式会社

富士火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

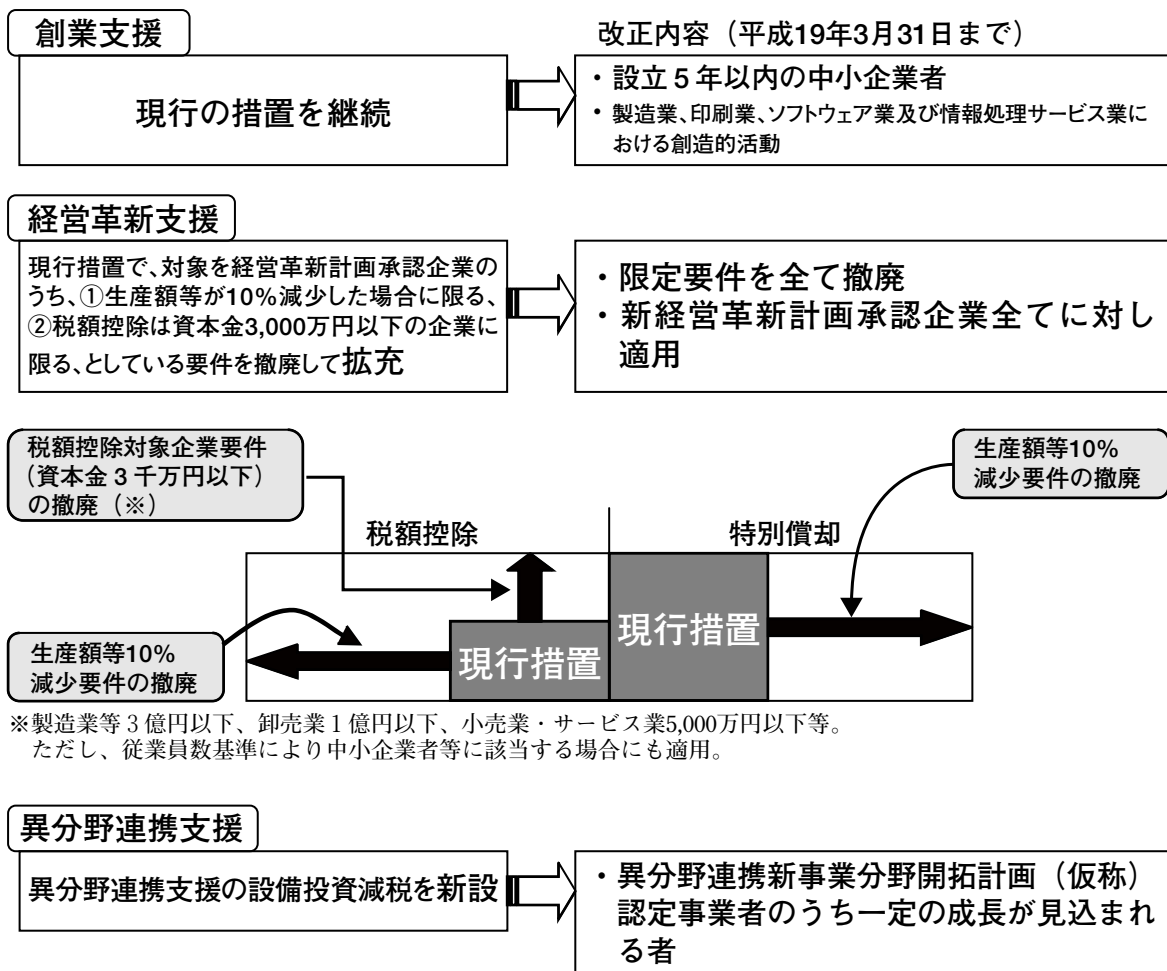
平成17年度中小企業関係税制改正の概要

1. 創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化

創業時の企業や経営革新に取り組む中小企業が事業の立上げ・拡大に向けた設備投資を円滑に行える環境をより一層強化するため、設備投資減税の統合・強化を行う。

改正の概要

下記の全ての設備投資に対し、7%の税額控除（リース含む）又は30%の特別償却を措置。



改正の効果

創業活動の促進とともに、経営革新支援対象企業が拡充されることにより、中小企業の創意工夫や前向きな努力を前提とした経営革新に向けた取組が大幅に拡大することが期待される。

2. 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、留保金課税の特例措置の拡充等を行う。

改正の概要

下記の者に対し、留保金課税を不適用とする特例措置を講じる。

創業支援

現行の措置を継続

改正内容

- ・ 設立10年以内の中小企業者
- ・ 期限は平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

経営革新支援

以下の現行措置を廃止し、経営革新支援に向け対象を拡充した制度を新設

- 新事業創出促進法認定事業者
- 前年度の研究開発費の対収入金額比率が3%超の中小企業

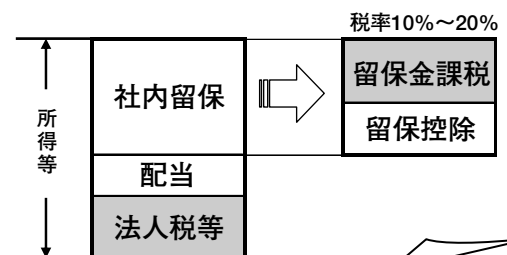
- ・ 新経営革新計画承認企業全てに対し適用
- ・ 期限は平成19年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

その他

自己資本比率50%以下の中小企業（資本金1億円以下）に対する措置は引き続き継続。（期限は平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで）

参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



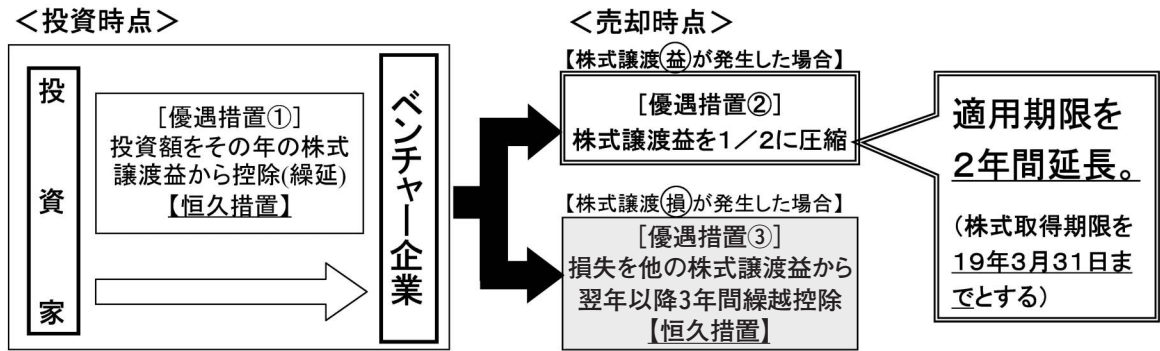
改正の効果

内部留保に頼らざるを得ない創業段階の中小企業や、リスクを伴う設備投資等を行い、付加価値の向上を目指す経営革新計画遂行中の中小企業の自己資本充実を促すことにより、中小企業の活力向上が期待される。

3. エンジェル税制の延長

ベンチャー企業の創出・発展を促すため、エンジェル税制のうち、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限を2年間延長する。

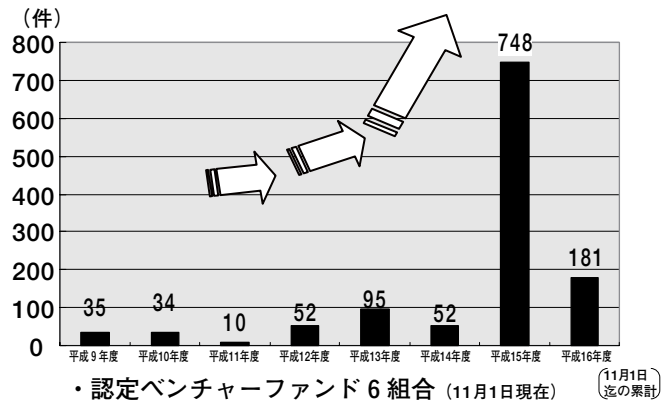
改正の概要



改正の効果

投資時点・売却時点の3つの上記特例がセットで措置されることにより、個人投資家の投資インセンティブを高められ、創業時の最大の課題である「資金調達」を円滑化し、ベンチャー企業の創出・発展が促進されることが期待される。

【エンジェル税制の利用投資家数は急速に拡大】



4. 人材投資促進税制の創設

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

特に、人材育成支援のニーズが高い中小企業については、教育訓練費を増加させた場合、その総額に対し最大で20%までの控除を可能とする等、積極的に人材育成に取り組む中小企業を抜本的に支援。

制度の概要

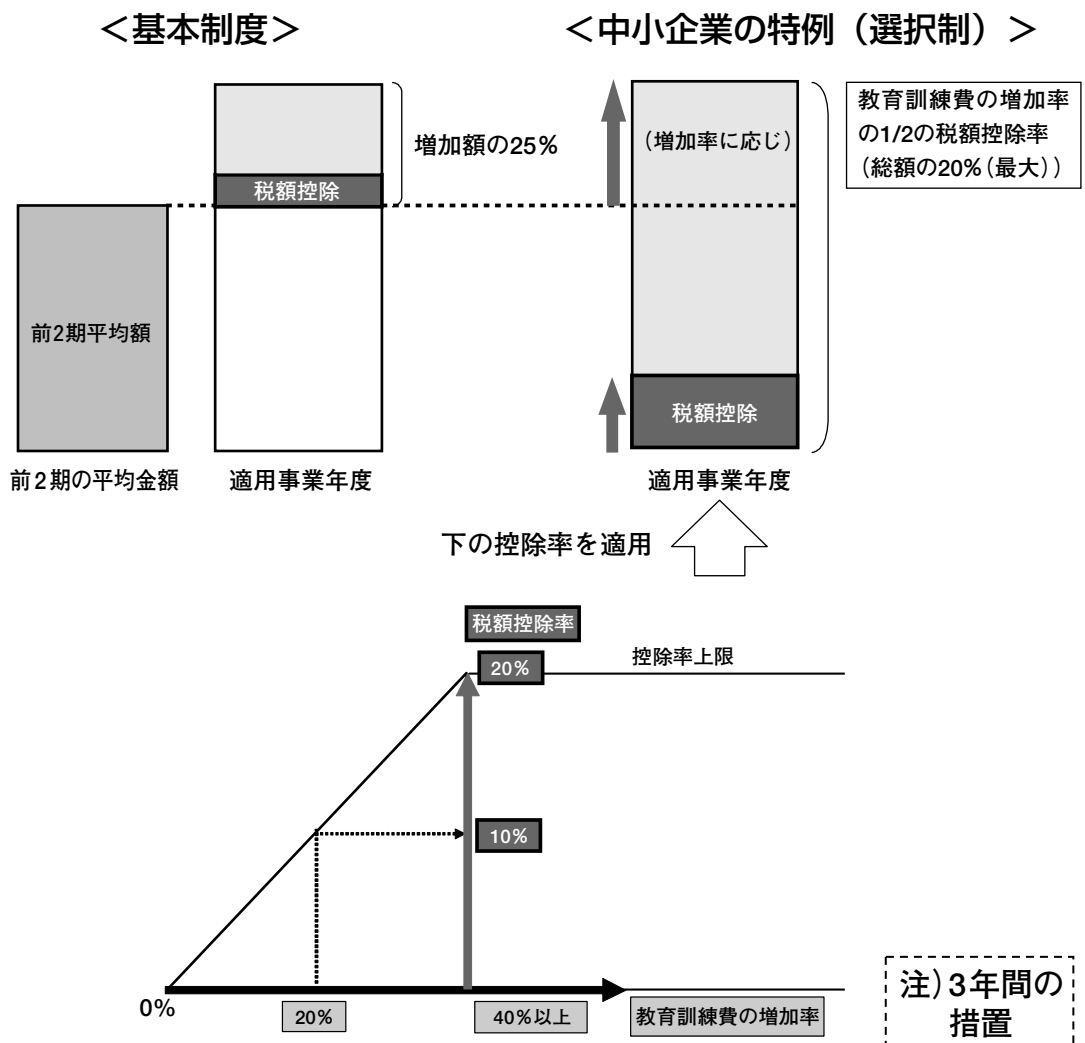
①基本制度

教育訓練費を基準額（前2事業年度の平均額）より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する（法人税額の10%を限度）。

②中小企業の特例

中小企業については、教育訓練費を上記の基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を乗じた金額を当期の法人税額から控除（法人税額の10%を限度）する。（①の税額控除との選択が可能。）

※中小企業特例は地方税（法人住民税）においても適用（課税標準を法人税額控除後の額とする）。



改正の効果

- ・長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
- ・企業の生産性向上・経営革新を通じて、我が国産業全体の競争力が上昇

税額控除の対象費用と具体例

- 講師・指導員等経費：社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
- 教材費：研修用の教材・プログラムの購入料等
- 外部施設使用料：研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
- 研修参加費：企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練場必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
- 研修委託費：講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用

税額控除額計算の例

基準額（前2事業年度の教育訓練費の平均額）1,000万円の中小企業が、適用事業年度に教育訓練費を400万円（40%）増加させた場合

◇基本制度の場合：100万円、中小企業特例の場合：328万円の税額控除

①基本制度（増加型）

法人税控除額 100万円 (400万円(増加額) × 25%(控除率))

②中小企業特例

法人税控除額 280万円 (1,400万円(総額) × 40% × 1/2(控除率))

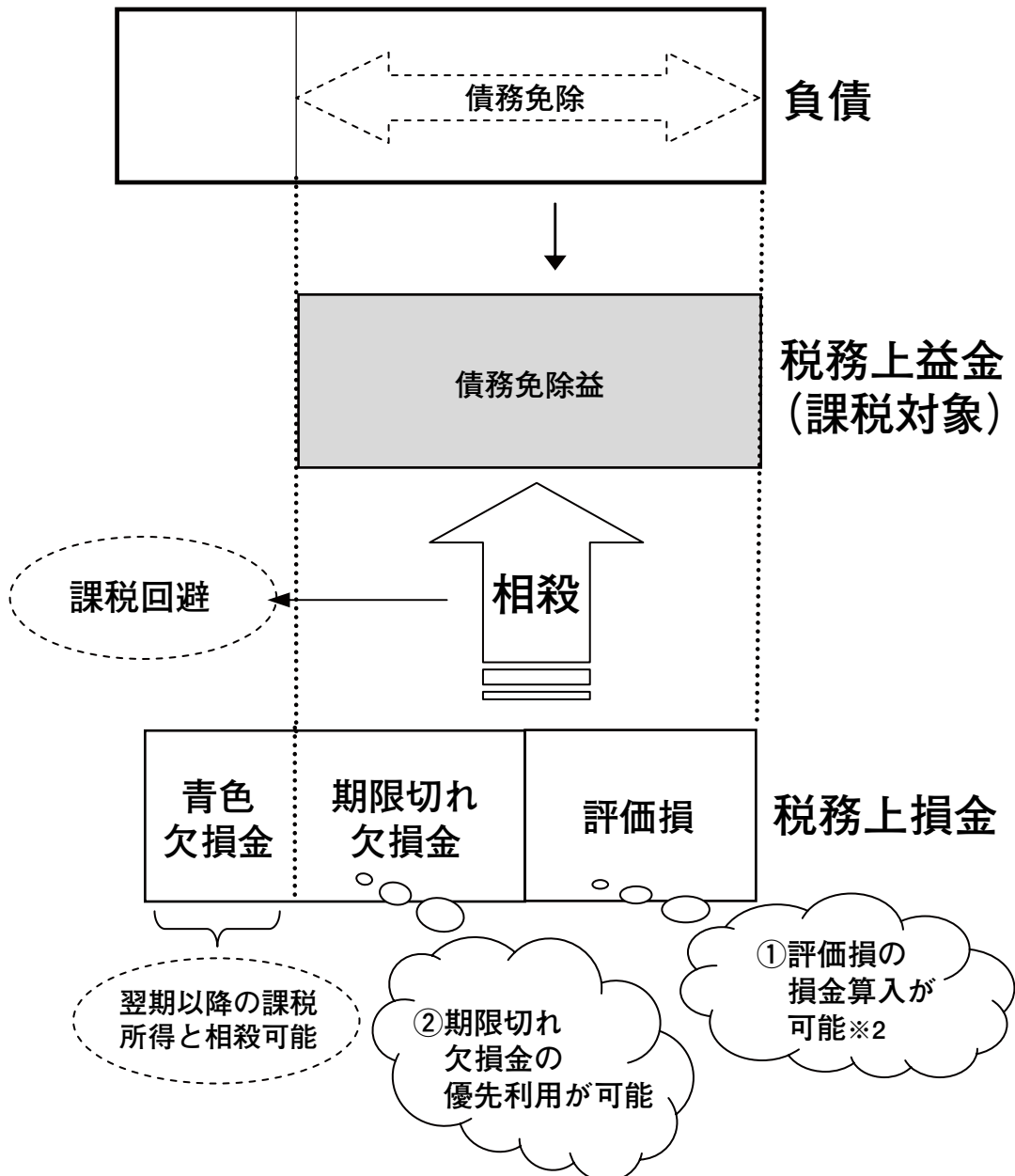
法人住民税控除額 48万円 (280万円 × 17.3%(法人住民税率))

5. その他の主な中小企業関連税制

(1) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件※1を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入※2及び期限切れ欠損金の優先利用を認める（私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み※1、※3）。

改正の概要



※青色欠損金・・・通常所得と相殺可能な7年分の繰越欠損金
 期限切れ欠損金・・・通常所得との相殺期限（7年間）が切れた欠損金

※1 「一定の要件」とは以下のような見込み。

- ①一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること
 - ②適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること
 - ③②で作成した貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること
 - ④2以上の金融機関による債権放棄が行われていること（整理回収機構は単独放棄でも可）
- （①～③については第三者機関等の認証を得ているものに限る）

※2 評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

※3 正式には、各手法毎に資産評価の基準の策定等の所要の見直しを行った後、文書照会により本制度の対象となる旨明確化される。

改正の効果

- ・債務免除益への課税を回避することが可能。
- ・資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上が出来するため、迅速な事業再生が可能。
- ・再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能。

(2) LLP（有限責任事業組合）制度の創設

創業、事業再編、産学連携の推進や、研究開発、高度サービス等の共同事業の振興に適した組織として、①出資者の有限責任の確保、②内部自治の徹底が図られるLLP（リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、有限責任事業組合）制度の創設を行うとともに、③LLP段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み（構成員課税）を適用する。

制度の概要

民法組合の特例として、組合の出資者の有限責任を確保するLLP（有限責任事業組合）制度を創設する。（次期通常国会に法案提出予定）

(1) 出資者全員の有限責任制

- ①出資者全員に有限責任制を付与
 - ・LLPの出資者は、出資金の範囲で責任を負う。
- ②債権者保護規定の整備
 - ・開示ルールや組合財産の保全など、債権者の保護に関する適切な措置を講じる。

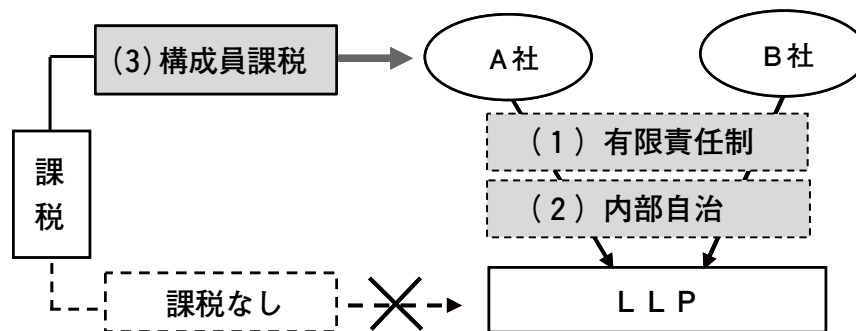
(2) 内部自治の徹底

- ①内部組織の柔軟性
 - ・株主総会や取締役会などを設ける必要がなく、組合員間の合意でスムーズな組織運営が可能。
- ②柔軟な損益分配
 - ・労務やノウハウの提供による各自の事業への貢献度合いに応じて、出資比率と異なる柔軟な損益分配を行うことが可能。

○LLPの税制上の取り扱い（構成員課税）

(3) 構成員課税の導入

- ①出資者に直接課税されるため、LLPで利益が出た時に、法人課税が課された上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。
- ②LLPで損失が出た時に、組合員の持つ他の所得と通算が可能。



改正の効果

以下のように幅広い分野で共同事業を行うことが可能となり、新しい事業形態による新市場の創出を実現することができる。

- ①大学、ベンチャー、中小企業が、その技術力やノウハウを最大限に活かして、大企業と対等の立場で連携して新しい事業を実施することができる。
- ②大企業が、自社だけでは達成困難な研究開発、設備集約を、複数の企業がそれぞれの製品や技術、資産を持ち寄り、ジョイント・ベンチャー形態で協力しあうことによって達成することができる。
- ③IT産業やサービス産業など多くの産業で、専門的な知識を有する個人同士が集まって、個人だけでは行うことのできない規模の大きな事業を行うことができる。

(3) 中小企業等基盤強化税制（流通・サービス業）の延長【国税】

流通・サービス業の経営基盤の強化を図るため、中小流通・サービス企業者等が行う280万円以上の機械・装置等（器具・備品は120万円以上）に対する全ての設備投資について、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(4) 「中小小売商業振興法」に基いて整備される商業施設等の特別償却の延長【国税】

中小小売商業の活性化を図るため、「中小小売商業振興法」の認定を受けた商店街整備計画等に従って整備する一定の商業施設等について8%（公衆の利便を図るものについては12%）の特別償却を認める制度の、対象施設等を一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。

(5) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長【国税】

中小企業の連携を図る事業協同組合等の経営基盤を強化するため、一定の組合等の各事業年度における留保所得について、32%までの損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(6) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長【国税】

中小企業等との取引における売掛金等の貸倒リスクに対応する事業協同組合等の経営基盤を強化するため、貸倒引当金の繰入限度額を16%割り増しして損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(7) 商工中金・信用保証協会の抵当権設定登記等の税率軽減の延長【国税】

商工組合中央金庫及び信用保証協会が行う中小企業への融資等を円滑化するため、融資等に伴う抵当権設定の登記等につき、登録免許税の税率を軽減（最高0.4%→0.1%）する措置の適用期限を2年間延長する。

(8) 中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置の継続【地方税】

中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化計画を実施する中小企業者等の経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置を講ずる。

会社法改正案の概要

現行の会社法制は、商法本体に株式・合名・合資会社の規定が置かれ、有限会社は有限会社法、監査については商法特例法において規定されるなど複雑な構成になっています。これらを抜本的に見直した会社法改正案が来年、通常国会に提出されます。最低資本金の撤廃、株式会社と有限会社の一体化など、中小企業にとって大きな影響を与えることが予想される新会社法について、その改正内容をご紹介します。

1. 主な改正内容

改正には大別して「会社法制の現代語化」と「内容の現代化」の2つがあります。「会社法制の現代語化」とは、現在片仮名文語体で表記されている商法第2編、有限会社法を平仮名口語体に改めるというもので、その際に商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律は「会社法（仮称）」として一体化することが予定されています。また「内容の現代化」とは、社会情勢の変化に応じて制度の見直しを図るというもので、見直しの対象は会社法制の全範囲に渡っており、会社法制の外観から細部に至るまで大規模な改正が加えられることとなります。

2. 新会社法のポイント

(1) 有限会社法制と株式会社法制の統合

- 有限会社法制と株式会社法制とを新しい「株式会社」法制に統合。但し、既存の有限会社に対して株式会社になることを強制するものではない。
- 有限会社法制が統合されることに伴い、株式会社のうち、実態として経営と所有が未分離と考えられる譲渡制限株式会社にあっては、定款自治による自由な機関設計を認める。

(2) 機関設計の柔軟化

- 特に譲渡制限株式会社について、最低限の機関設計のみを定め、企業の成長段階に合わせた柔軟な機関設計の選択を認める。

(3) 会計参与制度の導入

- 過度な負担なく中小企業の計算書類の信頼性を向上するため、会計監査人が設置されない中小会社に対し、会計専門家が取締役と共同して計算書類の作成を行うことにより計算書類の信頼性を高める「会計参与制度」を導入。
- 会計参与は税理士・公認会計士が担い、計算書類の作成に特化する(業務監査は必要なし)。
- 当該制度は任意の制度であるが、取締役会を設置した会社では、会計参与を設置することで監査役に代えることが可能。なお、監査役を設置している中小会社において、会計参与を任意で設置することも認める。

(4) 従来規制の見直し

- 自己株式の取得に係る授権決議は定時総会以外の総会でも可能
- 譲渡制限株式会社の株式に係る特例
- 取締役会の書面決議（持ち回り決議）を許容
- 社債等による資金調達手段の多様化

(5) 会社設立に関する規制の見直し

- 商業登記の柔軟化
- 最低資本金規制の撤廃
- 払込金保管証明制度の一部廃止

(6) 新たな会社類型（「合同会社」（仮称）＝日本版 LLC）の創設

- 社員の有限責任が確保され、会社の内部の関係については組分的規律が適用され、会社の外部との関係については有限責任制が担保されるという特徴を有する新たな会社類型を創設する。



商業法人オンライン登記申請制度について

商業法人登記のオンライン登記申請が平成16年6月から一部の登記所を対象として開始され、対象登記所を指定しながら次第に普及していく見込みです。

金沢地方法務局においては、管内区域のうち、本局の管轄区域について、平成17年2月7日（月）から開始されました。その他区域についても、日程は定まっていないものの、今後、電磁化が可能な登記所を対象に随時浸透していく予定とのことです。

なお、オンライン登記申請が開始された後も、従来の書面による登記申請は引き続き可能です。また、添付書類等が電磁化されていない場合については書面での提出も認められます。そのほか、オンライン登記申請については、窓口への当事者出頭を要請している商業登記法第16条の規定は適用されませんが、従来の書面による登記申請については同条が引き続き適用されるなどの留意点もありますのでご注意ください。

本局管轄区域
金沢市 白山市 石川郡野々市町

（注）松任出張所の商業・法人登記事務が、
平成17年2月1日から本局に統合されました。

●この件のお問い合わせは

石川県金沢市新神田4 - 3 - 10（金沢新神田合同庁舎）

TEL (076) 292 - 7810

●操作に関するお問い合わせは

オンライン申請システムヘルプデスク

TEL (03) 3592 - 6994

E-mail:shinsei-help@moj.go.jp

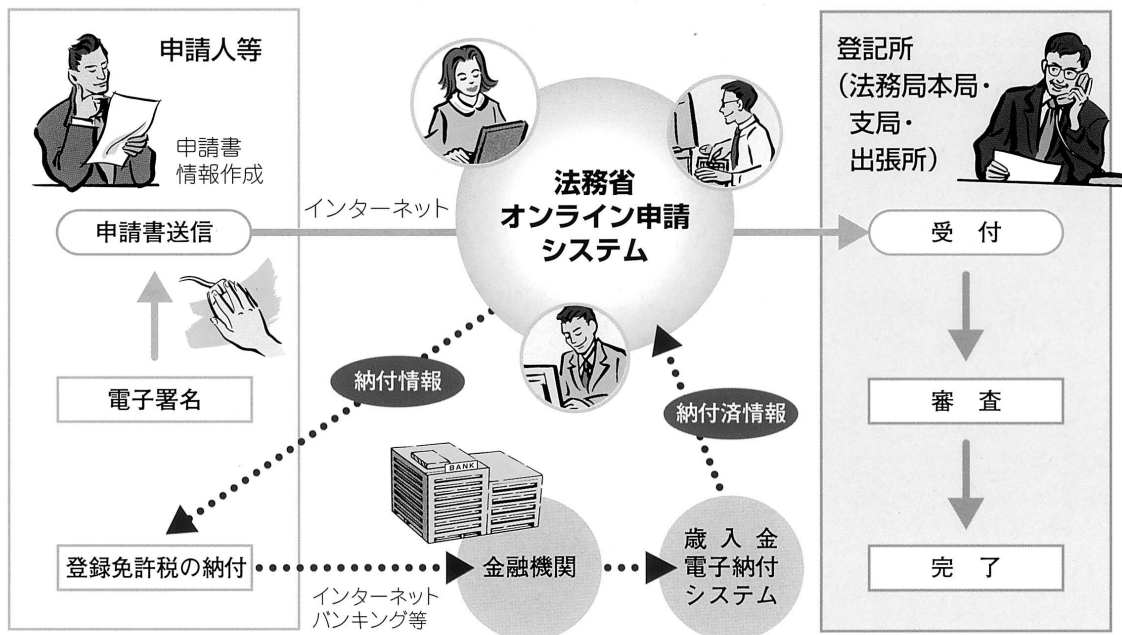
○法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

○法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/>

商業法人登記のオンラインが始まります。

- 指定を受けた登記所では、商業・法人登記の申請をインターネットを利用して行うことが可能になります。
- 登記の申請書の添付書面が電磁化されていない場合は、書面を提出することができます。
- 申請後は、手続の処理状況を確認することができます。

※ 印鑑の提出は、オンラインではできません。窓口にて提出していただくか、送付していただく必要があります（印鑑届書には申請番号（申請書情報が法務省オンライン申請システムに到達した時に付される17桁の番号）を記載してください。）。

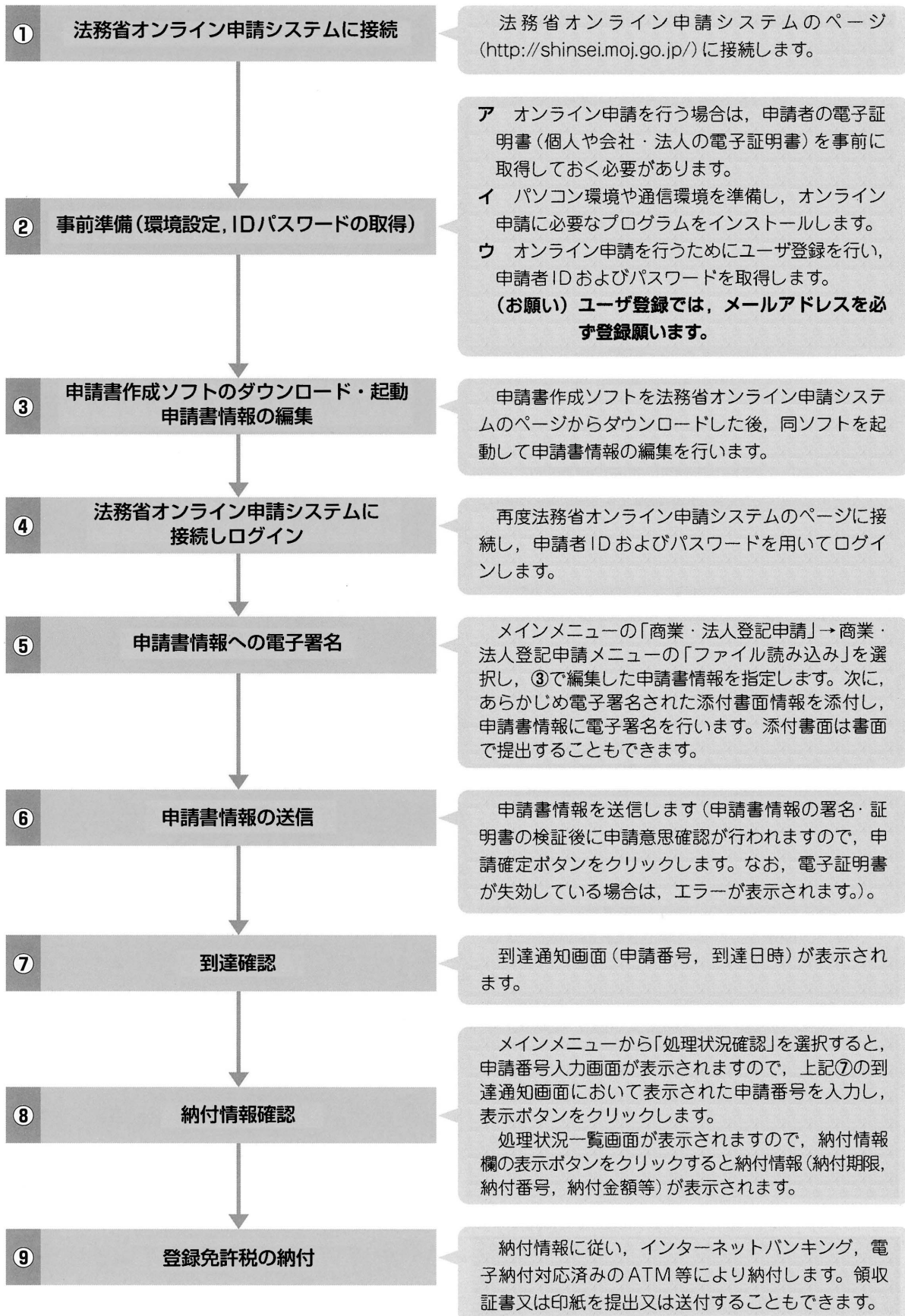


(注) 登記所の業務時間外にオンラインで送信された登記の申請は、翌業務日の受付となります。

詳しい手続は、法務省オンライン申請システムのページをご覧ください。

- 法務省オンライン申請システムのページ <http://shinsei.moj.go.jp/>

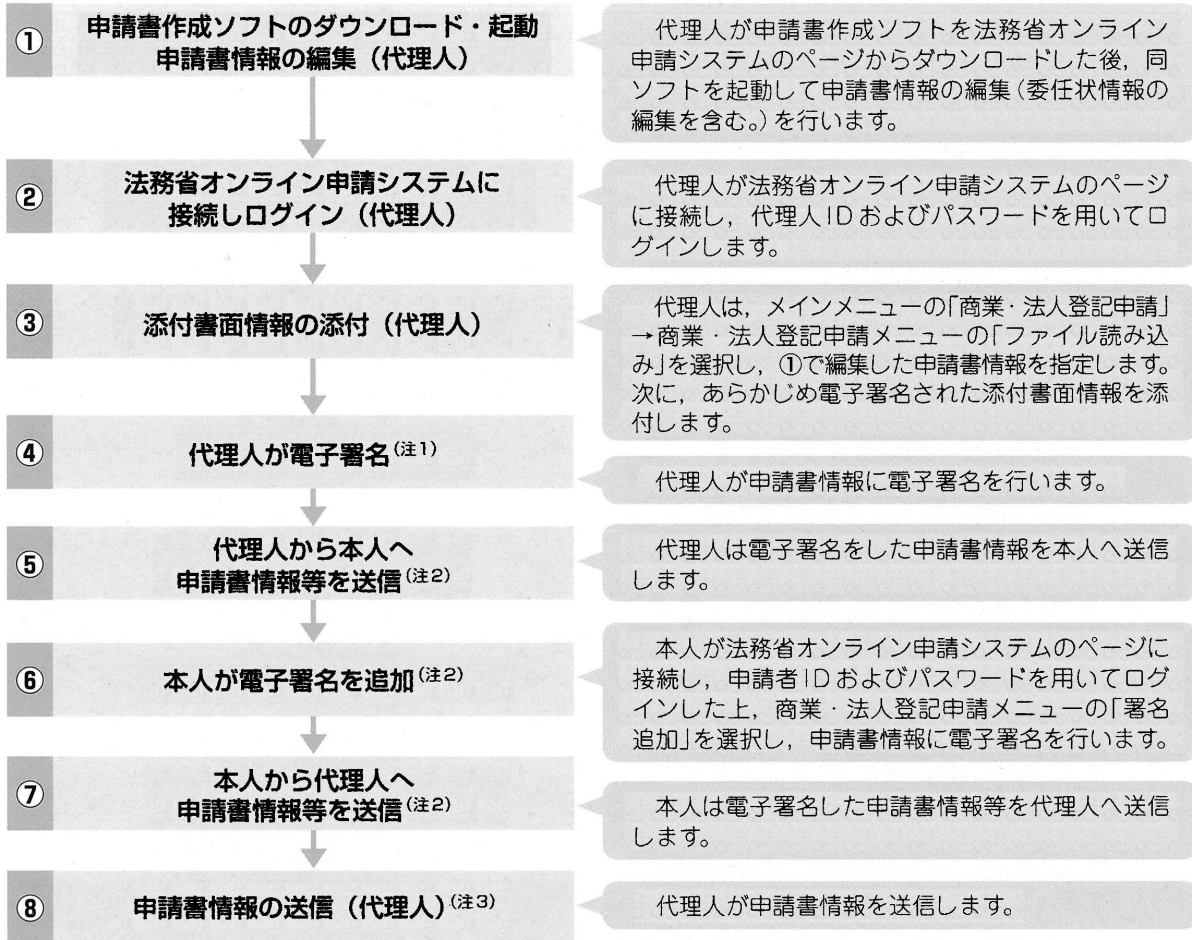
オンライン申請の方法（申請書情報の編集→送信）



※ 2回目以降の利用の場合は、③の「申請書情報の編集」からの操作となります。

オンライン申請の方法（代理申請の一般的な方法）

代理人のユーザ登録までの事前準備作業は省略します。



※ 到達確認、登録免許税の納付は、前頁の⑦、⑧と同様の操作となります。

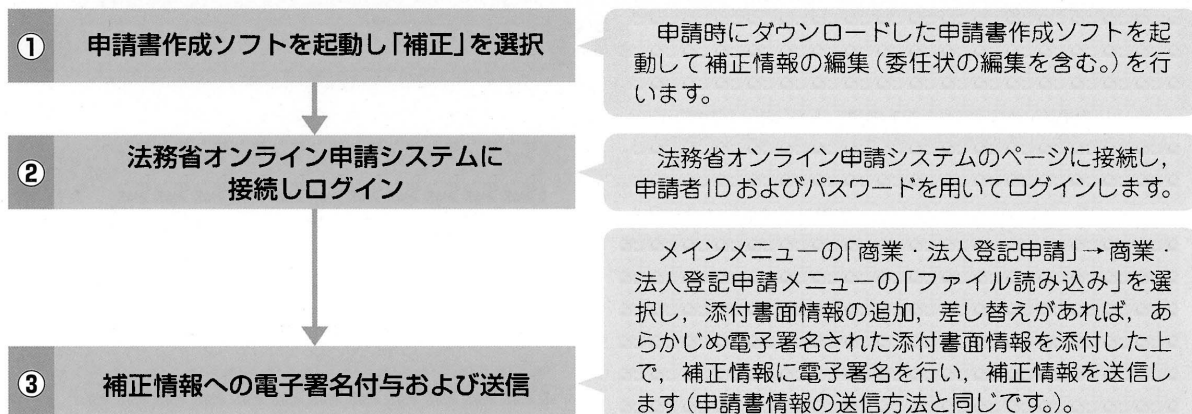
(注1) 手続の処理状況は、最初に電子署名した人が使用した申請者（又は代理人）IDおよびパスワードによって確認できますので、代理人が代理人IDおよびパスワードを用いて処理状況を確認をするためには、ここで電子署名を行ってください。

(注2) 申請書情報に組み込まれた委任状情報を利用して作成する場合に必要となるものであり、本人が電子署名した委任状情報を添付する場合又は委任状を別送する場合は、本人の申請書情報への電子署名の追加は不要です。

(注3) ⑥で本人が電子署名を追加した後に、直接法務省オンライン申請システムに送信することもできます。

オンラインによる補正の方法

申請内容に不備がある場合、または手数料が不足している場合は、処理状況一覧画面から「補正」欄に表示されている表示ボタンをクリックすると、補正のお知らせが表示されます。



申請書情報等への電子署名に使用可能な電子証明書の種類

1 申請書情報、補正情報及び取下書情報に電子署名をする場合

申請人等の区分	申請人等の印鑑提出の有無	使用可能な電子証明書の種類
委任による代理人以外	提出している ^(※)	電子認証登記所電子証明書
	提出していない	公的個人認証サービス電子証明書又は特定認証業務電子証明書(氏名、住所、出生年月日を含むものに限る。)
委任による代理人	提出している ^(※)	電子認証登記所電子証明書
	提出していない	公的個人認証サービス電子証明書又は特定認証業務電子証明書

2 委任状情報に電子署名をする場合

委任者の印鑑提出の有無	使用可能な電子証明書の種類
提出している ^(※)	電子認証登記所電子証明書
提出していない	公的個人認証サービス電子証明書又は特定認証業務電子証明書(氏名、住所、出生年月日を含むものに限る。)

3 添付書面情報(委任状情報を除く。)に電子署名をする場合

添付書面情報作成者の印鑑提出の有無	使用可能な電子証明書の種類
提出している ^(※)	電子認証登記所電子証明書
提出していない	公的個人認証サービス電子証明書、 特定認証業務電子証明書 又は指定公証人電子証明書

(※) それぞれ、当該申請人等、当該委任者又は当該作成者が、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第33条の3(電子証明書による証明に適しない事項)に該当するときには、「提出していない」場合の電子証明書を送信していただくこととなります。

- (注) 1 **電子認証登記所電子証明書** 商業登記規則第33条の8第2項に規定する登記官が発行する電子証明書をいいます。
 2 **公的個人認証サービス電子証明書** 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項の規定により作成された電子証明書をいいます。
 3 **特定認証業務電子証明書** 電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書をいいます。
 4 **指定公証人電子証明書** 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成13年法務省令第24号)第3条第1項に規定する指定公証人電子証明書をいいます。

OnLine OnLine OnLine OnLine OnLine

オンライン Q & A

- Q1** オンライン登記申請が始まると、従来の書面による登記申請はできなくなるのですか？
- A** 従来の書面による登記申請も、引き続き可能です。今回の改正は、従来の書面による登記申請に加えて、オンラインによる登記申請も可能としたものです。
- Q2** オンライン登記申請を利用するためには、特別の設備が必要なのですか？
- A** インターネットを利用できるパソコンが必要です^(注)。なお、オンライン登記申請では、電子署名をした者の電子証明書も併せて送信する必要がありますが、電子証明書の種類によっては、ICカードに格納されて交付されるものがあり、電子署名をするためのカードリーダーが必要となる場合があります。また、電子証明書を取得するためには、別途手数料等が必要となります。
- (注) 利用可能な環境については、法務省オンライン申請システムの「ご利用方法」→「ご利用環境」に記載されていますので、ご参照下さい。
- Q3** オンライン登記申請ができるのは、登記所の業務時間内に限られるのですか？
- A** 法務省オンライン申請システムへは、登記所業務日の午前8時30分から午後6時までの間送信することが可能ですが、各登記所での受付は、業務時間内(午前8時30分から午後5時まで)となります。したがって、午後5時以降に送信された申請は、翌業務日に受付がされることとなります。
- (注) 法務省オンライン申請システムの利用時間は、今後、変更が予定されています。
- Q4** 添付書面もすべてオンラインで送信して提出しなければならないのですか？
- A** 登記申請がオンラインでされていれば、添付書面は書面で提出又は送付することができます。
- (注) 添付書面を書面で提出又は送付する場合には、添付書面に申請番号を記載願います。
- Q5** 印鑑の提出もオンラインでできるのですか？
- A** 印鑑の提出は、オンラインの対象にはなっていません。印鑑届書を窓口へ提出又は送付していただく必要があります。
- Q6** 登録免許税の納付はどうするのですか？
- A** オンライン登記申請をした場合、納付期限内であれば、登録免許税をインターネットバンキングや電子納付に対応したATMを利用して納付できます。また、領収証書又は印紙は、書面に申請番号を記載して、窓口へ提出又は送付することもできます。



入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正で 不法滞在外国人の対策強化！

近年の国民の治安に対する不安の原因のひとつとして、不法滞在外国人問題が指摘されている。現在、約 25 万人と推計される不法滞在外国人等を減少されるため、厳格な出入国審査の実施、不法滞在外国人の摘発の強化、不法滞在外国人の帰国の促進や排除などを目的に、このほど入管法が一部改正され、不法滞在外国人等対策が実施されることになった。この見直しは、円滑な国際化の推進と外国人と共生できる社会の実現に役立つものと期待される。

主な改正点は次のとおり。

●主な改正のポイント

不法滞在外国人対策（平成 16 年 12 月 2 日施行）

◆罰金の引き上げ

不法入国罪に関する罰金額の上限が引き上げられます。

○不法入国の罪等 罰金 30 万円→**300 万円**

- ・偽変造旅券で入国したり密入国したりした場合
- ・在留期間を経過して不法残留（オーバースティ）した場合
- ・留学生が風俗営業店などで専らホステスとして稼働した場合 等

○不法就労助長の罪 罰金 200 万円→**300 万円**

- ・不法滞在外国人や就労することのできない在留資格を有する外国人に不法就労活動させたり、他の会社等にあっせんしたりした場合 等

○無許可資格外活動の罪 罰金 20 万円→**200 万円**

- ・就学生が資格外活動許可を受けずに日雇いのアルバイトをした場合 等

◆上陸拒否期間の見直し

外国人が我が国に入国することが禁じられる期間（上陸拒否期間）が次のように変わります。

○過去に退去強制歴等のある者 **10 年**

○出国命令により出国した者 **1 年**

○当局の摘発等により退去強制されたもの **5 年**

（過去に退去強制歴等のない場合）

◆出国命令制度の新設

不法残留（オーバースティ）者が次のいずれの要件も満たす場合には自ら出国することができます。

- 速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役刑等に処せられていないこと
- 過去に退去強制歴等のないこと

○速やかに出国することが確実と見込まれること（この要件を満たすためには、有効な旅券や帰国旅費を用意している必要があります。）

※出国命令により出国した者の上陸拒否期間は1年になります。

手続の流れ

出頭 → 違反調査(収容なし) → 審査 → 出国命令 → 任意出国

◆在留資格取消制度の新設

在留資格をもって在留する外国人について、次の事実が判明した場合には、在留資格の取消しの対象となります。

①上陸拒否事由に該当していることを偽った場合

例：我が国から退去強制され上陸拒否期間中にある者が、その事実を秘匿し、氏名を変更して上陸許可等を受けた場合など

②活動内容を取得した場合など

例：我が国で専ら就労することを目的とする者が、学業を行う等と偽って「留学」の在留資格等を取得した場合など

③①、②以外の内容を偽った場合

例：申請人が自身の学歴や調理師等としての経歴等を偽って上陸許可等を受けた場合

④申請人以外の者が事実と異なる文書等を提出したような場合

例：外国人研修生の受入れ機関が虚偽の研修計画書等を提出して当該研修生が上陸許可等を受けた場合

⑤所定の在留資格（※1）をもって在留する者が、その在留資格に係る活動を正当な理由（※2）がないのに、3月以上行っていない場合

例：不登校で学校から除籍された留学生が、その後も他の学校に入学せず、留学生としての活動を行う見込みのない場合など

（注）③から⑤に該当するとして在留資格が取り消された場合には、30日を超えない範囲内で出国猶予期間が指定され、その間に任意出国できますが、①及び②に該当するとして在留資格が取り消される場合には、退去強制手続が執られることとなります。

（※1）所定の在留資格

「外交」、「公用」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「就学」、「研修」、「家族滞在」、「特定活動」

（※2）正当な理由

- ・留学生が病気により休学中で相当期間療養が必要なところ将来的には学業に復帰する見込みがある場合
- ・勤務先の会社が倒産してしまい活動を継続できなくなったものの、再就職に向けて誠実に就職活動を行っている場合 等

手続の流れ

取消事実の判明→意見の聴取→在留資格取消(出国猶予期間の指定)→任意出国又は退去強制

平成16年分確定申告についてのお知らせ（金沢税務署）

16年分所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び申告書の受付は、

平成17年2月16日（水）～3月15日（火）までです。

（注）通常、土日祝は業務を行っておりませんが、2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

1 自書申告等のお願い

（1）自書申告の支援体制

税務署では、確定申告でご不明な点についてのワンポイントアドバイスを行っております。

（2）自書申告、早期提出等の推進

1【インターネットで作成！】

インターネットで「いつでも！簡単に！基本的な計算誤りなく！」所得税の確定申告書が作成できます。また、所得税の青色申告決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書も作成することができます。

確定申告書等の作成には、金沢国税局のホームページ（<http://www.kanazawa.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

パソコンの画面に従って金額などを入力することで自動計算し、ご自宅のカラープリンタで確定申告書等が印刷できます。印刷した確定申告書等は、押印の上、添付書類とともに税務署に提出してください。（電子申告・納税システムではありませんのでご注意ください。）

金沢国税局のホームページには、申告書の書き方や各種様式なども掲載しております。どうぞご利用ください！

2【申告書の作成には、「確定申告の手引き」をご利用ください！】

「確定申告の手引き」には、申告書の書き方や計算方法などが分かりやすく記載されており、書き込み式の計算欄を使用することで簡単に確定申告書を作成することができます。

3【自宅にいながら税金相談！タックスアンサーをご利用ください！】

あなたの質問に、コンピュータが年中無休24時間お答えします。

医療費控除など各種の税金に関する情報をいつでもご覧いただくことができます。

タックスアンサーホームページ（<http://www.taxanswer.nta.go.jp>）をご利用ください。（携帯電話からも接続可能です。）

4【申告書の提出は送付でお早めに！】

申告書は送付により提出することができます。

5【自宅や事務所に居ながらインターネットを利用して申告・納税ができる「電子申告・納税システム(e-Tax)」をご利用してみませんか？】

「e-Tax」を利用すると、「所得税・消費税の確定申告、各種申請・届出、全ての税目の納税」ができます。

なお、ご利用に当たっては、あらかじめ電子申告等開始届出書の提出と電子証明書の取得が必要です。詳しくはホームページ (<http://www.e-Tax.nta.jp>) をご覧ください。

(3)「所得税の確定申告書作成コーナー(オフライン版)」及びタッチパネルの利用促進

税務署では、ご自分で申告書の作成・計算確認ができる「自動申告書作成機」を設置していますので、ご利用ください。

2 適正申告のお願い

(1) 提出前の注意点

【提出前に記載事項や添付書類の確認を！】

申告書等を提出される前に、次の点などについて、もう一度確認をお願いします。

- ①申告もれとなっている所得はないですか？
- ②控除対象とならない方を扶養（配偶者）控除に含めていませんか？
- ③計算誤りはないですか？（特に定率減税の適用もれにご注意ください）
- ④書類の提出もれや添付もれはないですか？
- ⑤押印はされていますか？

正しい申告が期限内に行われなかった場合には、修正申告書を提出していただくことになり、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

(2) 無申告等の防止

1【申告と納税は期限内に！】

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

申告と納税の期限は……所得税 平成 17 年 3 月 15 日（火）

消費税及び地方消費税 平成 17 年 3 月 31 日（木）

2【納税には便利で確実な振替納税のご利用を！】

申告所得税や個人事業者の消費税は振替納税がご利用になれます。

振替納税は一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます。うっかり納期限を忘れてしまっても安心です。是非ご利用ください。

3 青色申告のお勧め

青色申告をする方には所得計算上、数多くの特典が認められており、節税効果も大きいことから納税者の皆様にとって大変有利な制度です。

ぜひ青色申告されるようお勧めします。

事業所得、不動産所得及び山林所得のある方で平成17年分から青色申告をなさりたい方は、平成17年3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

4 所得税改正のお知らせ

【平成16年分から配偶者特別控除が変わりますのでご注意を！】

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されました。

- ・ 配偶者の合計所得金額が38万円以下（給与収入103万円以下）の場合は適用がなくなりました（控除額0円）。
- ・ 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満（給与収入103万超141万円未満）の場合は、前年までと同様に適用があります。

5 消費税のお知らせ

平成17年分から消費税が変わります！

消費税法が改正され、個人事業者の方は、原則として、平成17年分から適用されます。

○事業者免税点の引下げ

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。

したがって、平成17年分の基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成17年分において課税事業者となり、消費税の確定申告が必要となります。新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要がありますので、届出書を未提出の方は、所轄の税務署に速やかに提出してください。

また、平成17年分の消費税の申告・納付は平成18年3月31日までに行うこととなりますが、平成17年1月から帳簿の記載や請求書等の保存が必要となります。

○簡易課税制度適用上限の引下げ

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げられました。

したがって、平成17年分の基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超える方は、平成17年分については同制度を適用できなくなります。

この場合、仕入や経費の支払の際の消費税を控除するためには、帳簿の記載や請求書等の保存が必要となります。

記帳の仕方や消費税の仕組み等についてお分かりにならない点がありあましたら、最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

※個人事業者の消費税は、振替納税がご利用になれます。消費税専用積立金等を活用して、納税資金を備蓄し、振替納税で期限内完納をお願いします。

6 災害関係について

水害・台風などの災害によって、住宅・家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法に定める雑損控除」の方法、②「災害減免法に定める税金の軽減控除」による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

<対象となる方>

①所得税法（雑損控除）

- ・生活に通常必要な資産の損害額（保険金などによって補てんされる金額を除く。）が、損害を受けた年の所得金額の10分の1相当額を超える方
- ・被害を受けた住宅の取壊し費用などの災害関連支出の金額が、5万円を超える方

②災害減免法

合計所得金額が1,000万円以下で、住宅や家財の損害額（保険金などによって補てんされる金額を除く。）が、住宅や家財の価額の2分の1以上の方。

なお、確定申告の手続や申告に必要な書類など、詳しくは最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

7 税理士による無料税務相談のお知らせ

北陸税理士会金沢支部では、以下の日程で無料税務相談を行いますので是非、ご利用ください。

行事内容	日時	場所
臨時税務指導所開設による無料税務相談	2月26日(土) 9時～16時	金沢市北安江3-4-6 税理士会館 076-224-9034
無料消費税記帳講習会	3月 1日(火) 10時～12時	

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、高度な指導ニーズに対応する事業等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

日程	開催日	時間	内容	専門相談員
	3月17日(木)	①10:00～12:00	①税務・経営相談	①税理士 坂井 昭衛
		②13:00～15:00	②法律相談	②弁護士 久保 雅史

場所 金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館5階
石川県中小企業団体中央会 会議室

平成17年度「中小企業会計啓発・普及セミナー」開催者の募集(中小機構)

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）では平成17年度、『正しい会計ルールに基づく決算書の必要性、財務会計データの経営活動への活用方法等について理解を深めることによる企業の実態把握、金融機関・取引先等からの資金調達力の強化、受注拡大に向けた取り組み』に対する一助として、「中小企業会計啓発・普及セミナー」を実施するものを対象に開催経費の一部支援を行います。

支援の概要

1. 対象期間 平成17年4月1日～平成18年3月10日までに開催するセミナー
2. 対象者 商工会、商工会議所、協同組合等、工業会、公益法人
中小企業に対する助言、情報の提供、その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものです。
3. テーマ 経営者のための実践講座“経営力を強化するための会計”
～経営者自身が決算書の内容を理解することで、現状を把握し、将来に向けた有効な経営計画のヒントを学ぶ～
「経営革新新法」、「新会社法」等の施策をビジネスホット情報として提供します。
4. 講師 中小機構から講師を派遣します。
(注) 講師は原則（社）中小企業診断協会の診断する中小企業診断士です。
ただし、中小機構は、例外的にセミナー開催者が指名する者又は講師経験豊富な者等を講師として派遣することがあります。
5. 開催形式 単独開催、抱き合わせ開催等 概ね120分～180分
6. 開催回数 複数回開催することができます。
7. 開催者の主な業務 開催計画の作成、セミナー受講者募集、会場設営、受講者リストの作成、受講アンケート等
8. 受講者 一回当たりの目標50人程度 受講無料
9. 中小機構による一部経費支援 一開催当たりの上限（15万円）として受講者募集費用、会場設営費等の一部を負担します。

詳細はこちらへ
お問い合わせください

中小機構人材育成グループ

中易(なかやす)、伊大知(いおち)、神田

TEL：03-5470-1560 FAX：03-5470-1561

最寄りの中小機構支部：<http://www.smrj.go.jp/>

最寄りの中小企業大学校：<http://www.smrj.go.jp/jinzai>

65 歳継続雇用達成事業のご案内

前号で、65歳継続雇用関係の「Q & A」を掲載いたしました。引き続き、労使協定で継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準の「Q & A」を紹介いたします。

Q1 「会社が必要と認める者」を継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準として定めることは認められますか？

A 「会社が必要と認める者」というだけでは基準を定めていないことに等しく、法の趣旨を没却してしまうこととなりますので、より具体的なものにしていただく必要があります。

Q2 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る「基準」により、特定の職種のみ、継続雇用する制度は可能ですか？

A 高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることのできる環境を整備するという法の趣旨にかんがみれば、職種によって選別するのではなく、意欲と能力のある限り継続雇用されることが可能であるような基準が定められることが望ましいと考えていますので、各企業で基準を定める場合においても、本法の趣旨を踏まえて、労使で十分話し合ってください、できる限り多くの労働者が65歳まで働き続けることができるような仕組みを設けていただきたいと思います。

Q3 すでに就業規則により、対象者の限定のために基準を設けて65歳までの継続雇用制度を導入している企業において、平成18年4月1日から翌年3月31日までの間に61歳を迎える労働者がいない場合であっても、事前に労使協議を行い、対象者の限定の基準についての労使協定を締結する必要があるのでしょうか。

A 対象となる労働者の有無にかかわらず、このケースの場合は、平成18年4月1日までに労使協議を行い高年齢者雇用確保措置を講じていただく必要があります。

Q4 労使協定をするために努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則等により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めることができますが、就業規則がない場合は、どうしたらよいのですか。

A 従業員10人以上の事業所においては、労働基準法第89条に基づき就業規則を作成しなければならないため、これに基準を定めることとなりますが、従業員10人未満の事業所においては、就業規則が存在しないこともあるので、そのような場合には、就業規則に準ずるもの、具体的には、様式は問いませんが、就業規則のように何らかの方法で従業員に周知されているものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めていただくこととなります。

65歳までの 継続雇用の導入

よっしゃ!見てくれワシらのちから!!

本格的な高齢社会を迎え、厚生年金の支給開始年齢の引き上げが行われるなどの状況の中、年金開始年齢である65歳までの生活安定の確保が必要となります。当中央会は、石川労働局の委託を受け、関係行政機関との連携をもとに企業における65歳まで継続雇用する制度の導入、改善を図るため、「65歳継続雇用達成事業」の普及・啓発運動を平成16年度から18年度の3年間にわたって行います。



こんな取り組みをします。

- ① 65歳継続雇用達成会議を当会に設置し、16年度中に65歳継続雇用達成方針を策定します。
- ② 65歳継続雇用に関する実態調査、導入事業所等のヒアリング調査を行い、調査分析し、阻害要因の洗い出しや現状の把握を行います。
- ③ 啓発活動（セミナーの開催、関連印刷物の発行）により、各種情報（調査結果、助成金等）を提供します。
- ④ 高齢者の雇用確保に関する事業主の自主的な取組を促進するための業務を行っている厚生労働省の外郭団体（社）石川県雇用対策協会との連携により、協会の高年齢雇用アドバイザーの方によって、相談・援助窓口として企業を個別フォローしてまいります。

石川県中小企業団体中央会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地
TEL.076-267-7711(代表) FAX.076-267-7720

県内の情報連絡員報告

■ 12月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油出荷量は、季節的要因で前月比で大幅に増加したものの、前年同月比では横這いだった。
		パン・菓子製造業	大きく変化がありませんが、消費者人口の減少は、より一層の工夫が必要と思います。
			最近鏡もちの注文も少なくなり、正月の雑煮もち離れもあり、売上げ減少。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では信用不安による売れ行き悪い状況が続く中、日本文化の見直し、きものへの感心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、多品種、少ロットの発注に終始し、また平成17年1月1日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国和装生産が、再活発化の動きも見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分織織物など差別化衣料で好調なものも点在し、提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はいくらか見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性の改善には至っていない。高度成長を続ける中国への高付加価値差別化織物の輸出が期待される。しかし国内衣料需要は依然として低迷が続き、当産地の業況は厳しさが続く見通し。新商品開発に伴う設備の改良は見られるが、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ねん糸製造業	全般的に原油価格の高騰により、エネルギーのコストアップとなり、我々製造業は大変厳しい状況にある。
		ニット生地製造業	暖冬の影響で、前(小売)が売れず荷動きが悪くなってきた。特に売れていない厚地のセーター、コートは直接手掛けている訳ではないが、今の季節のリードアイテムだけに、商況に少なからず影響を与えている。
		その他の織物業	産地自体も弱り、かなりの危機感はあるが、一部に持ち直し傾向が見られる。全体的な業況としては悪化の状況。
			12月度は、昨年12月に比べ売上はほぼ横這いとなった。しかし、この1年を振り返ると平成16年度は、我々の業界にとっては随分と厳しい年であった。売上の減少のみならず、仕入価格の上昇により、収益構造が大幅に悪化した年であった。
	木材・木製品	家具製造業	団地内の組合員で後継者がいなく、廃業に至る為、所有地の処分について問題点が発生している。
		製材業、木製品製造業	杉材においては、横這いの価格で推移。桧材の価格は、やや弱くなっている。12月度は、ほぼ例年並に加工実績があり、まあまあの年越しとなった。願わくば、1月に雪がこないことを祈る。
	窯業・土石製品	砕石製造業	12月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比16.1%の減少となった。4～12月期の対前年同月期では、アスファルト合材向け出荷量は2.7%とわずかに増加したものの、生コン向け出荷量は△22.3%と大きく下回り、全出荷量でも19.7%減少となった。志賀原発及び小松空港関連工事も終了しており、第4四半期は新たな特需もなく、更に厳しい状況が予想される。
		陶磁器・同関連製品製造業	1月中旬名古屋での新作見本市、1月末からのパリでのメゾンオブジェ、2月初旬のテーブルウェアフェスティバル(東京ドーム)、2月中旬のいしかわ伝統工芸フェア(プリズムホール)と大きな事業が見白押しの中、最終確認や準備に追われている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、12月末現在、前年同月比97.4%と又もマイナスとなり、4月～12月間の累計でも87.2%と前年同期に比べ低調な状況である。その中で能登地域は、先月同様プラスにあるものの、出荷量の多い金沢地区はマイナスとなった。県全体としては、民需はプラスであるものの、官公需はマイナスとなり、総出荷量はマイナスになった。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	窯業・土石製品	粘土かわら製造業	三州産地の工場1社倒産。四国産地の工場1社廃業。他産地の方が厳しい状況かと思われます。
		一般機械器具製造業	まだまだ全体的に見て好況である。3月の決算を想定すると、前年度比売上が30%以上になる企業も出て来ている。各企業共に強気であり、17年度中は仕事の上で「目途」がついたと言うところもある。
	鉄鋼・金属	鉄素形材製造業	景況の先行きが不透明なので、生産に問題を抱えているものの、思い切った設備投資もままならず、低迷を続けている。とくに後半は、景気の減速傾向が見られ（企業較差あり）生産量はこの一年、昨年に比べ5%程度の減産となった。一方、原材料の値上げによる鋳造品の値上げ要求もままならず、厳しい企業経営を強いられている。
			平成16年度中、当工業団地内では廃業した鋳物業1社の売買も成立した。（買取り先は団地内企業のため、組合員数は10社より9社に減少）総じて、本年中は組合員企業は順調に推移しているものと思われる。
		機械器具の生産	先行き見通しが悪いとの報道があるが、当地域における業界では、大きな変動がないと見込まれる。
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	一時の好況さに業種によって明暗が分かれている様な気配が見えるようだ。自動車関連で好況さを維持している工作機械業界の反面、液晶部門では製品によって明暗を分けている様だ。また繊維機械も主力の中国向けが不安定さを呈している。これに円高が重なっており、まさに先が見えない状況ではないか。
		繊維機械製造業	当組合の主要得意先である繊維機械メーカーの生産が、主要市場である中国の設備投資抑制の影響で、スローダウンしてからすでに1年余りになる。取引先を工作機械、建設機械、食品機械、電気機器等に分散している企業は、仕事量を確保できているが、そうでないところは厳しい状況が続いている。
		プレス、工作機械	状況は先月報告と大きく変化はないが、鍛工会11社受注統計12月指数は129.9(過去7年間平均を100とした指数)で、先月より低下しているが、自動車業界の底堅さから、まだ当分好調が期待できると見ている。
		機械金属、機械器具の製造	業種別に残業している所もありますが、人が減っただけ忙しいということです。
			中国の金融引締め政策による投資抑制により、需要が回復せず、中国を主市場とする繊維機械の生産低迷が続いている。平成17年後半の回復を期待している。一方、工作機械や建設機械は、好調を持続しており、部品加工は満杯の状況。しかし生産能力増強のための設備投資や、工場拡張には慎重な姿勢に変わりはない。
その他の製造業	漆器製造業	近代漆器は、正月用の需要期の12月ではあるが、一部「おせち用」等の品が多少増加した程度で、期待ほどではなかった。量販店も同じく価格の廉価の物多少増加した。しかし毎年、前年を下回り、最盛期の半分以下となってきている。石油関連の値上げにより材料費の値上りが少しあり、特に塗料等の化学製品に影響があったが、今は高値で安定している。伝統漆器も依然として回復の兆しが遅いが、正月用の商品が多少増加した。ライフスタイルの変化により、正月用品の必要性が無くなっている。又、簡易な正月用品はプラスチックで代用されるため、木製の重箱等はほとんど需要が無い状況である。外国の廉価な木製品の輸入が続いているが、売れ行きが頭打ちで、量販店の販売の減少が続いている。2004年は、依然として外国製品の影響と石油関連の値上げ等により、採算性が悪く、事業の縮小や休業の状態が拡大されている。特に職人の採算が合わず、休業・廃業する事業所が多い。今後の対策としては、従来の漆器に固執せず他の業種に進出するか、より斬新な新商品、特にデザイン開発や外国（欧米）の市場の開拓をする根本的な計画を業界全体として考える必要がある。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	農畜産物・水産物卸売業	相変わらず売上高が減少している。
		一般機械器具卸売業	長引く不況の中で、悪戦苦闘が続いていますが、一応今年も最悪の状態は回避できました。石川県のみを見ると、8月以降は少しだけ安定した状況でした。住宅需要がそこそこであったことが要因ですが、着工戸数があまり伸びてはいないのですが、IHクッキングヒーター等、オール電化がかなり浸透し始めてきているように思われます。一軒当たりの電気設備の費用が上がってきたという事で、需要開発の成果が出てきたと解釈しています。しかしながら、工場、官公庁物件等、いわゆる箱物は極めて不況で、お得意先である電気工事業はもっと苦戦を強いられていると思います。17年度に期待しています。
	小売業	燃料小売業	暖冬で灯油の商機のずれ込みやタイヤ交換等の油外商品の取扱いが減少し、悪い昨年を更に下回っている。セルフ等の安値量販店では、非組合員の安値宣言により、仕切り価格の値下がり以上に市況が下落しており、一般フルサービス店も値下げに動いている。結果的には、仕切り価格上昇分を満額価格転嫁できないまま値下げ局面となった。セルフスタンドは増加の一途だったが、価格競争に追随できなくなり、一店舗だが初めて閉鎖したところがでてきた。
		機械器具小売業	先月11月は総ルート伸び105%に対し、地域店伸び108%と久々に地域店の伸びが全体を上回った。12月の市況は、暖冬で暖房機器の大幅不振や、白物家電品の不振があったが、液晶・PDP大型テレビやDVD等デジタル家電品が年末商戦で好調に推移し、全体の売上伸びに寄与した。地域店の売上も二桁近い伸びとなった。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	異常天候（暖冬、降雪なし）で、従来型の季節商品展開が壊滅的な打撃を受け、メンズ・レディースとも冬物コート、重外装等々極端に落ち込んだ。（今後は、季節進行と共に厚地物に切り替えていくという商品展開が実勢と合わなくなりつつあるのではと懸念される。）
		鮮魚小売業	年末商戦、年々様相が変わる。以前のような盛り上がりには欠ける。天気が良く、足場が良い為有ろうが、とにかく、正月1日から大型量販店が営業を始めるようになったのが、大きく影響していると思う。消費者の購買意欲をそいでしまう。「特別正月物にこだわらねば、慌てなくてもいつでも買える物が出来る」との思いがあるのでは。近江町市場も30日のみで、前後ははっきりダウン状態。お歳暮用の商品も控え目のように感じる。
		百貨店・総合スーパー	12月の売上は予算比94.3%、前年比101.1%と4月以来8ヶ月ぶりに前年比をクリアした。12月前半は前年割れの日々が続いたが、10日以降はほぼ好調な日々が続き、月間前年比達成に至った。11/26からのクリスマス商戦が前年比104%と伸びた事が大きな要因であった。部門別では、ファッション112.4%、服飾98.9%、生活雑貨99.2%、食品100.1%、飲食91.5%、サービス96.8%であった。店舗別では、37店舗中19店舗が前年比をクリアした。
		米穀類小売業	卸が抱える在庫圧力から、価格低迷を続ける米の販売状況は、末端小売業者にもろに影響しているようである。政府備蓄米の放出が価格低迷の原因との指摘もあるが、いずれにしても消費減が大きい。年末の販売に期待していたが、前年比、前月比を見たとき、大きく減少しており、驚くばかりである。
		他に分類されない その他の小売業	通信販売によるお歳暮の売上は前年を上回ったが、店頭は苦戦であった。
		商店街	近江町市場
尾張町	穏やかな、冬を忘れてしまいそうな天候が中盤までを占め、仕事納めの後から雪が降ったり、世界的災害の大津波のニュースが伝わったり。何か12月という、一年の区切りをはっきりさせたい時なのに、実際はその気持ちがはっきりしないままに過ぎ去ったようです。年末商戦も、出鼻をくじかれたような、肩透かしの月になったようです。いつもの月のようにベースだけは確保されていましたが、今ひとつ盛り上がりには欠けたことはいなめません。		

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	一部の業態では好転の基調があり、市内では徐々に観光客も見受けられるが、宿泊増に繋がっていない。又、年末の忘年会、観光（年末）シーズンでも、消費が鈍い状態である。個々の施設の情報では、年末の宿泊稼働率の高いところで80%、低いところでは50%と、一般的に大変厳しい状況となっている。 引続き厳しい状況下にあります。大型旅館施設の操業度を上げる工夫を更に図り、中型旅館の一層の個性化に努め、地域の観光に関わる産業の戦略策定が急がれる。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比1.4%減、前月比では11.2%減。新規登録車両は、前年同月比9.5%増、前月比では10.5%減で推移している。
		洗濯業	昨年比8%減少でした。しかし収益状況も良く、資金繰りも楽でした。毎年この月は、売上の少ない月です。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比の17%の減となった。内訳としては、民間土木は31.1%の減、民間建築は27%の増となり、民間としては、4.9%の増となった。公共土木は27%の減、公共建築は14.9%の減となり、公共としては、25.7%の減となった。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率90%～100%。全国的にも鉄筋業界良好。受注単価も改善されている。支払条件も改善されつつある。
		板金・金物工事業	組合員の脱退者が多い。材料の値上げ、品不足が目立つ。大型物件の仕事がない。お客様よりの直接仕事が多い。細かい仕事が多い。売上が伸びない。
	運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	タクシー規制緩和3年目。本年は更に規制緩和策（割引策）が実施され、業界内では厳しい環境下、再規制の声が強まっている。運賃の多様化は労働強化、賃金ダウン等の多くの問題と共に運転者不足が生じ、労働環境は更に悪化の一途を辿っている。全国の地方都市では収入減に対し、背に腹は変えられず、例えば福井市内では4年半ぶりの上限運賃の申請がなされたり、同じく岩手でも7社が12月16日から上限運賃に復帰するなど、混乱の様相を見せているのが現状である。この一年間は、自然災害と運賃多様化、原油価格の高騰等を含め、タクシー事業者にとって厳しい一年であった。
		一般貨物自動車運送業	地元建設機械メーカーは、最近順調な生産体制に入っており、関連企業においての需要は好調な兆しが伺える。しかし、繊維産業は依然として低迷な時代を脱せず、その関連企業については低調な荷動きである。そのためか企業格差が次第に広がりつつあるように思われる。軽油価格においては、現在若干の横這い状態ではあるが、この先行きも不透明感が拭えないのが事実である。 年末には多忙であったが、特に売上も増加せず、例年どおりであった。11月1日より深夜の高速道路料金は、ETC車載器を設置しETCを利用した車両については、30%割引になったので、高速道路を利用している当組合員は、全社ETC車載器を設置しETCを利用した。結果として高速道路利用料金は、平均10%程度の減少となった。さらに本年1月11日より通勤時間帯の走行については、50%割引となるので、効率的に活用していきたい。

■ 1 月			
	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油の出荷量は、前年同月比では減少した。この結果16年（1～12月）の総出荷量も前年水準を下回った。
		パン・菓子製造業	観光客が少ないのか、売上高減少。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では相次ぐ国内外の災害による消費控えや信用不安による売行き悪い状況が続く中ではあるが、絹和装業界が取り組んでいる日本文化の見直し活動により、きものへの関心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、現段階では多品種、少ロットの発注に終始し、また平成17年1月1日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国での和装生産が、再活発化の動きが見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化衣料で好調なものも点在し、特にインテリアカーテン分野で検査基準が厳しく、品質面で海外製品と競合しない提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はかなり見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性を改善するまでには至っていない。高度成長を続ける中国への高付加価値差別化織物の輸出が期待される。しかし国内衣料需要は益々海外激安製品の圧迫により低迷してきており、当産地の業況は厳しさが続く見通し。新商品開発に伴う設備の改良は見られるが、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ニット生地製造業	1月は新入学や進級に併せた学販（スクール）向け体育衣料や春物のスポーツウェアの駆け込み生産時期にあたるため、稼働率は落ちているが、一般衣料が悪いだけに2～3月の停滞が懸念される。
		その他の織物業	前半は受注残分、後半は少ロット短納期の生産が入り不変。一部企業においては微増。翌月以降の見通しについては、不安感が先行するが、前向きに行動している企業も多い。 1月度は、昨年に比べ売上はやや減少となった。特に収益の悪化が収まらず、機屋さんのみならず、組合経営にとっても厳しい状況が続いている。現状では、売り上げの減少、収益の悪化、一般経費の縮小と極端な縮み志向へと陥る可能性が生じている。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	全体的な話しでは、仕事の注文がないとの事。積雪が多い為、今後の入荷量が減るものと思われる。杉材依然として低価格にて推移。桧土台用材価格値下がり。
			1月度は、昨年にも増して非常に悪い。例年は、悪いながらも雪が無ければそこそこの動きはあるのですが、年明けより少ないままの状態です。結果は昨年比15%ダウンとなっています。2月もこのまま回復の見込みは薄いと見えています。
	窯業・土石製品	砕石製造業	1月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比生コン向けは20.3%、アスファルト合材向けは10.1%といずれも増加し、全体量でも19.5%増加となった。これは、昨年1月の大雪で出荷が鈍ったため、4月～1月通しの出荷量を比較すると、18.6%の減少となっており、依然厳しい状況にある。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、17年1月末現在で前年同月比115.6%と二桁の伸びとなったものの、16年4月～17年1月間の累計では、88.6%と前年同期に比べ低調な状況である。厳しい状況ながらも、今月は金沢地区、南加賀地区及び羽咋・鹿島地区で20%以上の伸びが見られた。今後は、この状況が他地区も含めて続くことを期待したい。
		粘土かわら製造業	出荷量が多かったのは、雪が少なく天候が良かったためと思われます。
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	現況の一部の多忙さは想像を絶する勢いである。機械の納期が9ヶ月であったり、6ヶ月掛かっていたり、4ヶ月であったりする。このような事は過去になかったことである。その為、工場増設等の話も出ている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	鉄鋼・金属	非鉄金属・ 合金圧延業	新年に入っても主要取引先である仏壇・仏具業界は、「小型化と低価格化」が進んでいる。従って、売上増加は期待できず、特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	平成16年の生産量は、27,110トンで、これは前年対比6%減であった。業況は繊維機械関係は伸び悩んだものの、建設機械、工作機械ほか産業機械等の好況に支えられ、順調に推移した。しかし、このことについては casting 作業形態による企業格差があり、(自硬性 casting による製造及びダクタイル casting が好調) 今後もこの状態は続くと思われる。そのため、造型方法の検討、受注先の選択などが課題となってきた。また、原材料の高騰、品不足が続く、企業経営を圧迫してきている。17年は景気が緩やかに回復していくとの景気判断がなされているものの、取り巻く環境は厳しいものがあり、状況を見据え、自社を見つめ、何をしなければならないのかの、適切な判断をしなければならない時期である。
		機械器具の生産	以前にも報告したが、売上高の増加に対して収益状況は不変である。(利益率の低下) 今後も原材料等諸経費の値上り及び販売価格の低下が見込まれ、より一層の合理化を計る必要が生じている。
	一般機器	機械、機械器具の 製造又は加工修理	仕入材料の高騰、人材不足が零細企業に影響している。
		機械、機械器具の 製造又は加工修理	業況は業種によって明暗を分けている状況。建設機械・工作機械は下請も含め好調、繊維関連機械は中国の引締めが続いており、足踏み状態が続いている状況か。よって、当組合企業も好・不景気ははっきりしている。製品転換した企業や、いち早く設備投資した企業、人財を投入した企業が勝ち組となっていることが、明暗を分けていることがはっきりしている。ただ、好況企業も材料費(鋼材等)の高騰での推移、円高を考えると、自助努力だけではボーダレス時代の今日、商品ライフサイクルの短さも相乗して「モノづくり」の困難さが如実に表れているのではないかと。
		繊維機械製造業	当組合の主要得意先である繊維機械メーカーの生産は、1年以上落ち込んだままで、まだ回復の兆しが見えない状態が続いている。各組合員とも工作機械、建設機械、自動車、食品機械、電気機器等の新規取引先の開拓に取り組んでいるが、価格、品質、納期等取引条件が厳しく、競争相手も多くて苦勞している。
		プレス、工作機械	自動車関連の設備投資は相変わらず堅調である。設備製造メーカーも年内から翌年初めまでの仕事は、生産能力を超えており、アッセンブリ単位の発注を拡大しているため、部品単位の発注量は減少している
	その他の製造業	機械金属、機械器具 の製造	繊維機械関連が前年同月比で30%減と、大幅に下がっており、全体の水準を引き下げている。工作機械や搬送装置など自動車産業向け設備関連は、相変わらず好調を持続している。建設機械関連もまだまだ強気の姿勢であり、先行き懸念はなさそう。一方、鋼材を始めとする原材料価格は高水準のままであり、コストアップ要因となり、収益面への影響が出ている。
		漆器製造業	近代漆器は、冬から春にかけての需要期を迎え、新商品が展示会等に出展されているが、引き合いが少なかった。量販店も同じく前年同期を下回り、特にギフト物が最盛期の半分以下となっている。石油関連の値上げにより、材料費の値上げが少しあったが、高値で安定している。伝統漆器も依然として回復の兆しが遅く、季節的な物や風習等による漆器の需要が少なく、更にプラスチックや輸入品で代用されるため、伝統漆器は依然として伸びない。又、国内の木材の値上がり商品に多少影響してきている。外国の廉価な木製品の輸入が続いているが、売行きが頭打ちで、量販店の販売も減少傾向である。今後は、従来の漆器に固執せず、他の業種に進出するか、より斬新な新商品、特にデザイン開発して外国(欧米)の市場を開拓する計画を業界全体として考える必要がある。1月末から2月初めにかけてフランスのメゾンオブジュエの「ジャパンプランド」事業に出展した山中漆器は、「ぬしや」ブランドで多くの引き合いや取引があり、最大の成果があった。今後の山中漆器の指針にも明るさが見えた。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	農畜産物・水産物卸売業	仕入、売上高ともに減少
		一般機械器具卸売業	昨年後半12月までの好調さが一転、1月は、最悪でした。稼働日数が少ないものもありますが、昨年1月の数字が確保できませんでした。仕掛りの仕事もあまり無く、2月から3月はかなり苦戦を強いられそうです。例年のような年度末の官公庁関連の仕事も無く、量販店などの大型店出店に期待したいところです。
	小売業	燃料小売業	仕切り価格の値上り以上に市況が下落しており、線から面への広がりとなった。原油は昨年8月以来の高値で、史上3番目の高値水準である。元売の減産、灯油販売の急増から需要環境が引き締まってきた。原油コストが上昇し、仕切り価格がアップするので、2月は店頭価格の値上げが予想される。
		機械器具小売業	12月最終実績はデジタル関連機器の好調に支えられ、地域店伸びは109%であった。1月に入っても、液晶・PDP大型テレビ、DVD等デジタル関連機器は好調であったが、白物家電品、暖房器具は全般に不調で、地域店の伸びは前年並みと見込まれる。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	1月度の積雪量は少なかったものの、初売り、販促バーゲン(30～40%引き)を含めて、全般に肌着、セーター、帽子、手袋、手芸等前年比売上は維持及びクリアした。(前年比101.4%)
		鮮魚小売業	毎年1月は、7～10日頃まで正常な営業状態に戻らない。漁場の漁師さん達が正月休みを長くとるためもある。又、品物によっては、消費者の方で年末にちょっと出費がかさんだので、控え目にするといった傾向が見られる。ただでさえ営業日数が少ない月なのに、追い打ちをかけるように中旬から下旬にかけて長い「時化(シケ)」が続いて、中央市場の入荷が乏しかったので、営業的に悪化となった。
		米穀類小売業	米も食管廃止10年を経て、激減が続いている。毎年1月は帰省の際の持ち帰り(縁故米)が多い事や、農家直売、量販店等のセール商品の値下げのため、消費者の流れが変わっている。動きのある演出で、消費者の目を誘いたい。販売価格も価格形成センターの毎月の入札で決めていたが、2月以降は隔月入札となり、公正な価格形成を損なう可能性もある。今後の動向を見定め、情報把握に務めたい。
		百貨店・総合スーパー	1月の売上は、予算費94.6%、前年比105.6%と前月に引続き前年比をクリアした。正月3が日の売上は、天候に恵まれたこともあり、売上げ前年比119%と好調であった。特に3日にあるイベントを行ったことで、過去にないような集客力があつた。バーゲン・特招会も予想以上に好調な結果であった。部門別前年比売上では、ファッション123%、服飾92.4%、生活雑貨108%、食品101.8%、飲食100.3%、サービス96.7%であった。個店別では、37店舗中21店舗が前年比をクリアした。
		他に分類されない その他の小売業	全体的に観光客の入込み数が減少している。
	商店街	近江町市場	近江町市場アーケード建て替えのため、通行料減少。
尾張町		そろそろ雪がちらついてきた…。ただ、金沢に住む者にとっては、まだ雪化粧という程度のことには過ぎないので、本格的な寒さまでは感じられない状態です。来月には大雪が予想されているものの、もはやその時期になっての寒波では、商機が遅れてしまう頃、結局あまり冬物の動きはないままに推移した1ヶ月のようでした。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	昨年末から年始の宿泊客は、温泉旅館においては、好調であったと聞いているが、市内の旅館、ビジネスホテルでは、前年に比べて大変厳しい状況が続いている。2月、3月の予約状況では、やや上向きとなっているので、今後期待できるのではと思っている。しかし、3月からの愛知万博の影響が予想され、大変業界としても危惧しているところである。
			宿泊者が満足して外に出られる仕組みづくりを進めている最中であるが、今ひとつ推進力が出てこない状況でもある。大きな投資（施設）については、有効に活用しているが、街の核が現在不足している。団体を中心に愛知万博需要の動きが出て来ている。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比 1.5% 減、前月比では 26.8% 減。新規登録車両は、前年同月比 1.3% 減、前月比では 25.2% 減で推移している。
		洗濯業	昨年比ほぼ横這いです。収益状況が良くなってきたので、資金繰りが楽。毎年 1、2 月は 1 年の内で最も売上の少ない時です。以前は、一般クリーニングの三大目玉は、セーター、ズボン、スカートだったが、最近では激減です。サラリーマン世帯の昨年 1 年間平均クリーニング支出は 10,700 円だという。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比 26.8% の増となった。内訳としては、民間土木は 5.8% の減、民間建築は 52.4% の増となり、民間としては 38.4% の増となった。公共土木は、11.9% の増、公共建築は 51.2% の増となり、公共としては 17.0% の増となった。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率 100%。全国的に業界としても良好。受注単価も改善されつつある。支払条件も国交省の指導で、ゼネコンより条件良好。
		板金・金物工事業	鋼板の値上げ、材料、特に塩ビ兩桶等の値上げが大きく、間屋には在庫が減少しつつある。仕事量はあるが、単価は安く、材料は値上りする等で、厳しい経営が続きそうです。廃業等も多く、組合員の減少が続いている。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	規制緩和後 3 年経過。遠距離割引、大口割引、低額運賃等様々な運賃競争、事業者は原価割れぎりぎりの中でしのぎあっています。本年当所には、金沢の中堅会社が（乗務員数 120 名以上）閉鎖されます。全国トップの増車の影響があったと思われます。全国的にも運制審答申に偏った運用基準の中で、労働条件が低下し、低賃金の上、労働強化が日常化しています。今年は、利用者に安全で良質なサービスをいかに提供できるかが、大きな社会的課題になるのではないのでしょうか。運賃競争の一方で、原油価格の不安定、車のリサイクル法のスタート、LPG の環境税導入、自賠責保険料の負担増など厳しい現実が待っています。
		一般貨物自動車運送業	例年の 1 月と比べ降雪量も少なく、車両の運行は順調であったが、売上は例年通りであった。これまで値上げが続いていた軽油価格は、12 月・1 月と若干値下がりして安堵しているが、再び原油価格が上がりだしてきており、先行きが心配である。

法律問題

【弁護士】 浅野 雅幸 まこと共同法律事務所

Q 個人情報保護法について教えてください。

私は、菓子製造販売会社を経営しています。当社は、店頭販売のほか通信販売もしており、最近ではインターネット上にホームページを開設して通信販売をするようになり、全国各地からも個人法人を問わず注文が増えています。

当社では、店頭に来られた顧客にアンケートに記入してもらったり、また、通信販売の際にもアンケートに答えていただいてから注文を受けるシステムをとっています。

当社では、これらのアンケートをもとに顧客データをデータベース化してダイレクトメールなどの販売促進に利用しています。

ところで、最近、個人情報保護法が成立したと聞きましたが、詳しい内容は知りません。当社が顧客データを取り扱う上で、何か影響はあるのでしょうか。

1. 個人情報保護法は、平成15年（2003年）5月に法律が成立し、一部改正を経て、同17年4月1日から全面的に施行されます。

◇ 個人情報保護法は、情報通信社会の進展に伴い、企業などによる個人情報の利用が急速に拡大している状況の中で、個人情報の適正な取扱いを定め、個人の権利利益を保護すること等を目的としています。

◇ 個人情報保護法では、「個人情報」の取扱いに関し、「個人情報取扱事業者」が遵守すべき義務を定め、違反した場合の罰則をも定めています。

具体的には、利用目的を偽って個人情報を取得したり、利用目的の範囲を超えて利用する行為、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供する行為などが禁止されます。また、本人による個人情報の開示や訂正の要求に対応することや、個人情報が外部に漏洩しないよう安全管理措置をとること等が義務付けられています。

◇ 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報をいいます。例えば、氏名や住所、電話・ファックス番号、メールアドレス、顔写真などです。電話番号やクレジットカード番号、パスポート番号等、その情報自体からは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報もまた「個人情報」に該当します。

しかし、死亡した個人に関する情報や法人に関する情報、「50歳、会社員、男性」と

いった情報のみでは「個人情報」には該当しません。

◇ 個人情報を取り扱う事業者であれば、誰でもが個人情報保護法の適用対象となるものではなく、個人情報保護法の適用対象となるのは、「個人情報取扱事業者」に限られます。

「個人情報取扱事業者」とは、主として民間事業者のうち「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいいます。

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータで検索できるように体系的に構成したものや、紙資料でも50音順に整理するなどして、一定の規則に従って特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した集合物で、目次・索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいいます。

従って、新聞記事縮刷版のように、個人情報が含まれていても一定の規則に従って整理されていないものはこれに該当しません。

また、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」は除外されることとされています。「政令で定める者」として、個人情報保護法施行令では「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者」と定められており、その数の算定においては、例えば50音別電話帳のように、他人が作成した個人情報データベース等で、氏名、住所、電話番号のみが含まれる個人情報を編集・加工することなく事業に利用するだけであれば、カウントしないことになっています。

2. あなたの会社が個人情報保護法の成立・施行によりどのような影響を受けるかは、まず、取り扱う情報が「個人情報」に該当するか否か、また、あなたの会社が「個人情報取扱事業者」に該当するか否かによります。

あなたの会社が行っているアンケートが氏名や住所、電話番号などを記入させるのであれば、「個人情報」に該当することになり、アンケートをもとに作成した顧客データが合計5,000件を超える場合には、「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法の適用を受け、利用目的の通知を義務付けられたり、利用目的の範囲を超えて利用することなどが禁止され、十分な安全管理措置をとらなければなりません。

そのため、アンケートをとる際には、アンケートをもとにダイレクトメールを送付すること等具体的に利用目的を特定して通知しなければなりませんし、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するには本人の同意を得ることが必要になります。

税務・経営問題

【税理士・中小企業診断士】 坂井 昭衛 坂井経営会計事務所

事業協同組合等は、営利を目的とする普通法人たる会社等と異なり、組合員の経済的地位の向上を目的とした中間的法人です。

税制上の取扱いにおいても特別な措置といわれる制度がいくつかあります。

Q1 協同組合等が教育事業や指導事業に充てるため組合員に対し賦課した賦課金について、剰余金が生じた場合、それを仮受金として経理したときは、課税されないとのことですが、その取扱いについて説明して下さい。

A 協同組合等は、共同仕入や共同販売等を通じて、その組合員の経済活動を助成する事業と、組合員の教育・研修や諸技術の向上のため非経済活動も行っています。

教育・情報事業は通常の場合、組合員からの賦課金によって行われています。この目的となった事業が、賦課金を徴収した事業年度に実施され、経費の支出も、その事業年度内においてなされれば課税は生じませんが、事業の企画都合上、翌事業年度に実施が持越される場合には、賦課金徴収した事業年度に剰余金が生じることになり、税務計算上は益金に算入して課税されるべきですが、それでは本来の事業が円滑に遂行できなくなります。

そこで、これらの事業が非経済的な性格を持つ点と、継続的にある期間を要する点とを考慮し、目的となった事業が、翌年度に繰越されたため生じた場合において、その剰余金を翌年度の経費に充てるための仮受金として経理することを認め、益金に算入しないこととしています。(法基 14-2-9)

仮受経理が認められる賦課金は、教育・指導の費用として徴収されたもので、それ以外の費用に充てる賦課金がある場合は徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要があります。従って一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、たとえ、そのなかに教育・指導に係るものが含まれていても、そのままでは仮受の対象とならないが、これを教育・指導事業とその他に区分・配賦すれば認められます。

従って本制度の適用を受けるには、事業別収支予算及び事業別損益計算制度を採用するのが適切な方法といえます。

これらの賦課金を組合員から徴収する場合、組合員が納付に際してこれを区分する必要はなく、組合の段階で収支予算において区分しておけば良いとされています。

Q2 協同組合等において、事業末の決算から利益が生じた場合、組合員に利益分配の配当がなされるが、この場合、会社等の配当の如く、出資金に応じたの出資配当は組合法上1割以内で定款に定めなければならないことになっており、それ以外は組合事業の利用分量に応じて配当すべきものとされていますが（組合法第5条）説明して下さい。

組合は、組合自体が直接利益を得ることを目的とするものでなく、組合員の行う事業の利益を増進し、その経済的地位の向上をはかるものです。従って、共同行為によって得た利益は、まず組合と組合員との取引の分量に応じて分配する方が好ましいということから、法律において組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当するときは、制限されている。

協同組合等において事業利用分量配当は、法人税法上損金に算入される。(法人61条)

この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、当期以前のもものは含まれない。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象にならない。

利用分量配当は、配当という字句が使われているが、所得税法上の配当所得ではなく、配当時における源泉徴収も適用されない。

いわゆる、組合が組員との取引で、多く取扱手数料等が徴収されて利益が生じたもので、その取引手数料を返却、或は割戻的なものと考えている。

Q3 法人税法上、協同組合等において、普通法人たる会社等より、税率は低く、有利になっているようですが、実際はどの位ですか。

我国の法人税率は、多分の国の政策的配慮がなされ、時の経済的背景等を考慮して、変更されています。下記の如く、最近3回改訂された税率を比較してみました。

平成2年4月の改訂までは、バブル経済の影響で、高い税率でしたが、それ以降デフレ時代であり、如何に経済立直しのため、税率を低く押えてきたかがわかつて思います。

一方、税率も低くなるに従い、協同組合等の優遇税率も差が小さくなってきています。

1. 各事業年度における所得に対する税率

単位：%

事業年度	法人	協同組合等	公益法人等	普通法人及び人格なき社団等		
				資本金1億円以下の法人		資本金1億円以上
				年800万円以下の所得	年800万円超の所得	
平成11年4月1日以降開始		22.0	22.0	22.0	30.0	30.0
平成10年4月1日以降開始		25.0	25.0	25.0	34.5	34.5
平成2年4月1日以降開始		27.0	27.0	28.0	37.5	37.5

2. 解散の場合の清算所得に対する法人税

単位：%

事業年度	法人	協同組合等	普通法人
平成11年4月1日以降		20.5	27.1
平成10年4月1日以降		23.1	30.7
平成2年4月1日以降		24.8	33.0

課税標準（清算所得）

$$\left(\begin{array}{l} \text{残余財産} \\ \text{の価額} \end{array} \right) - \left\{ \begin{array}{l} \text{①解散当時の資本金額} \\ \text{②解散当時の資本積立金} \\ \text{③利益積立金の額} \end{array} \right\} = \text{(清算所得)}$$

Q4 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例（圧縮記帳）があり、税務申告上有利な取扱いがあると聞きましたが、どのような内容のものでしょうか。

青色申告書を提出する事業協同組合が、試験研究用資産を取得するため、組合員に費用を賦課し、その賦課金で試験研究用資産を取得した場合は、当該試験研究用資産について、1円までの圧縮記帳が認められる。

試験研究用資産の取得価額 - 1円 = 圧縮限度額

即ち、圧縮限度額まで、当該年度の損金算入が認められる。但し、平成17年3月31日までに取得したものである。（措法66の10①）

以上の如く租税特別措置法において、法の性格から我国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるため、政策措置を集中・重点的に講じることから、既存の租税特別措置法の見直しを行い、期限のある法律は廃止する方向にありますので、今後注意して活用していくことが必要です。

下請法クイズ

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）を運用することにより、親事業者と下請事業者との間の取引の公正化を図ることに努めています。

平成16年4月1日に改正下請法が施行され、従来は「製造委託」と「修理委託」を対象としていた下請法に、新たに情報成果物の作成委託及び役務の提供委託も本法の対象となっております（詳細については下記までお問い合わせください）。

さて、公正取引委員会が出題する恒例の下請法クイズ。あなたは分かりますか。

【問題1】

下請法上の「役務提供委託」に該当する行為はどれですか。

- ア 金属加工業者が、自社で加工した部品（完成品）の運送作業を運送業者に委託すること。
- イ 貨物運送事業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包作業を梱包業者に委託すること。

【問題2】

書面の交付について下請法上問題とならない行為はどれですか。

- ア 親事業者の経営改善を図るため、事前に文書により下請事業者の同意を得て、下請代金の額から一律数%を減じる場合。
- イ 支払制度を手形払いとしている親事業者が、下請事業者の希望により、一時的に現金で支払ったが、その際に親事業者の短期調達金利相当額の範囲内で下請代金を減じて支払った。

【問題3】

以下の行為について下請法上問題となる行為はどれですか。

- ア 親事業者は、下請事業者に製造委託する際に、従来の3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用した方法としたところ、下請事業者が既に利用しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約するよう強要すること。
- イ 下請事業者にとっても具体的な利益が生じる合理的な根拠を説明した上で、無償で年末セールスの販売活動の手伝い人員を派遣すること。

…………… 回答と解説 ……………

問題1の回答 イ

設問イのように、請け負った作業の一部を下請事業者に委託する場合は、「役務提供委託」に該当します。

また、設問アの場合においても、同一工場内における製造工程の一環としての運送作業については、製造委託に該当し、下請法の対象となりますので注意が必要です。

問題2の回答 イ

設問アのように、下請事業者との間で文書で合意していたとしても、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定められた下請代金を減じることは下請法違反となります。

また、設問イの場合においても、下請事業者の希望により、一時的に現金で支払う場合において、親事業者の短期調達金利相当額の範囲内で下請代金を減じることは、例外的に運用上問題としていませんが、親事業者の短期調達金利相当額の範囲を超えて下請代金を減じることは下請代金の減額として違反となりますので注意が必要です。

問題3の回答 ア

改正以前の下請法では、購入強制の対象は「物」に限られていましたが、改正下請法では設問アのような自社が指定するインターネットプロバイダのサービスの利用、保険、リース等の「役務」の利用も対象として加えられていますので注意が必要です。

また、設問イの場合においても、下請事業者の金銭・労働力の提供が下請事業者の直接の利益につながることの根拠を明確にしないで提供を要請することは、不当な経済上の利用の提供要請として、下請法に違反するおそれがありますので注意が必要です。

下請法、下請取引に関する御意見・御相談については、下記までお寄せください。

公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課

電話 052-961-9424 FAX 052-971-5003 ホームページ <http://www.jftc.go.jp>